

目 次

◎会議録第1号（6月7日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	9
日程第2 会議録署名議員の指名	9
日程第3 会期の決定	9
日程第4 報告第1号 令和3年度松前町一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告について	9
日程第5 報告第2号 令和3年度松前町下水道事業会計予算繰越 計算書の報告について	11
日程第6 報告第3号 令和2年度松前町下水道事業会計予算繰越 計算書（事故繰越）の報告について	12
日程第7 報告第4号 令和3事業年度松前町土地開発公社収支決 算の報告について	13
日程第8 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（松 前町税条例の一部を改正する条例）	15
日程第9 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（松 前町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例）	16
日程第10 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（松 前町介護保険条例の一部を改正する条例）	18
日程第11 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（伊 予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約変更 について）	19
日程第12 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令 和4年度松前町一般会計補正予算（第1 号））	21
日程第13 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令 和4年度松前町一般会計補正予算（第2 号））	23
日程第14 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（令 和4年度松前町国民健康保険特別会計補正	

		予算（第1号））……………	24
日程第15	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号））……………	26
日程第16	議案第30号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	27
日程第17	議案第31号	松前町税条例等の一部を改正する条例……………	28
日程第18	議案第32号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	30
日程第19	議案第33号	土地改良事業の施行について……………	31
日程第20	議案第34号	令和4年度松前町一般会計補正予算（第3号）……………	33
日程第21	議案第35号	令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	33
日程第22	議案第36号	令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	33
日程第23	議案第37号	令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	33
日程第24	議案第38号	令和4年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）……………	33
散	会……………		36

◎会議録第2号（6月13日）一般質問

開	議……………	42
日程第1	会議録署名議員の指名……………	42
日程第2	一般質問	
	10番 藤岡 緑議員……………	42
	4番 曾我部秀司議員……………	51
	5番 影岡 俊範議員……………	59
	14番 伊賀上明治議員……………	66
散	会……………	87

◎会議録第3号（6月20日）委員長報告

開	議……………	92
---	--------	----

日程第1	会議録署名議員の指名	92
日程第2	議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	92
日程第3	議案第31号 松前町税条例等の一部を改正する条例	93
日程第4	議案第32号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	94
日程第5	議案第33号 土地改良事業の施行について	95
日程第6	議案第34号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第3号)	96
日程第7	議案第35号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	96
日程第8	議案第36号 令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	96
日程第9	議案第37号 令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)	96
日程第10	議案第38号 令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)	96
日程第11	議案第39号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第4号)	102
日程第12	議員派遣の件	115
閉 議		116
町長挨拶		116
閉 会		116

6月7日（第1号）

令和4年松前町議会第2回定例会会議録

令和4年6月7日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	住田民章
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	友田秀樹
財政課長	田中志延
税務課長	塩梅敬介
福祉課長	平村展章
保険課長	柏原正

まちづくり課長	山 田 善 仁
上下水道課長補佐	住 田 俊 哉

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	楠 田 匡 志
議会議務局 書 記	徳 本 敏 子

令和4年松前町議会第2回定例会

議事日程表

No.1

	令和4年6月7日(火)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	報告第1号	令和3年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
	上程	報告	質疑
日程第5	報告第2号	令和3年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
	上程	報告	質疑
日程第6	報告第3号	令和2年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書(事故繰越)の報告について	
	上程	報告	質疑
日程第7	報告第4号	令和3事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について	
	上程	報告	質疑
日程第8	議案第22号	専決処分の承認を求めることについて(松前町税条例の一部を改正する条例)	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第9	議案第23号	専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第10	議案第24号	専決処分の承認を求めることについて(松前町介護保険条例の一部を改正する条例)	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第11	議案第25号	専決処分の承認を求めることについて(伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約変更について)	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第12	議案第26号	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度松前町一般会計補正予算(第1号))	

上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第13	議案第27号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町一般会計補正予算（第2号））		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第14	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第15	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号））		
上程	提案理由説明	質疑	討論	採決
日程第16	議案第30号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）	
日程第17	議案第31号	松前町税条例等の一部を改正する条例		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）	
日程第18	議案第32号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）	
日程第19	議案第33号	土地改良事業の施行について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（総務産業建設）	
日程第20	議案第34号	令和4年度松前町一般会計補正予算（第3号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第21	議案第35号	令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第22	議案第36号	令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第23	議案第37号	令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	
日程第24	議案第38号	令和4年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）	

○議長（加藤博徳） 本日は、この松前町議会で初めてタブレットを導入してやろうとしておりますので、途中で不具合が出て御迷惑をかけるかも知れませんが、皆さんの御協力をいただきスムーズに進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。不都合のあった方はその場で言ういただければ、事務局が対応をしていきますので、よろしくお願いいたします。

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和4年松前町議会第2回定例会を開会いたします。

~~~~~

### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

麦の刈り入れを終えた町内の田んぼには、田植の時期を迎え、作業にいそしむ農家の皆さんの活気で満ちています。今年も、植えられた苗が順調に育ち、実り多い秋となるよう願っております。

本日、令和4年松前町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。

本議会におきましては、令和4年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくこととしておりますので、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しまして、全国的な新規感染者数は減少傾向が続いており、愛媛県内においても懸念されていたゴールデンウィーク後の感染再拡大は確認されず、今のところ減少傾向が続いています。しかしながら、いまだ一定数の新規感染が発生している状況ではありますので、町民の皆様におかれましては、引き続き感染回避行動を徹底していただきますようお願いいたします。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、現在3回目の追加接種を実施しており、6月1日時点の3回目接種者は1万9,934人で、接種率は62.5%です。若い人の接種率が低い状況となっています。接種を希望される方は、早めの接種をお願いいたします。

なお、4回目の追加接種については、60歳以上の人、18歳以上60歳未満で基礎疾患のある人及びその他重症化リスクが高いと医師が認める人を対象に接種を行います。60歳以上の人には3回目接種完了から5か月が経過した人に順次、接種券を郵送いたします。18歳以上60歳未満で基礎疾患のある人及びその他重症化リスクが高いと医師が認める人は申請が必要ですので、接種要件を満たす場合は申請をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する感染症対

策に係る補正予算について、急施を要したため、4月28日と5月25日に専決処分をさせていただきました。議会におかれましては、専決処分を認める旨の意向を示していただき、ありがとうございました。おかげで、新型コロナウイルス感染症対策にスピード感のある対応ができたと思っています。心から感謝を申し上げます。感染拡大の影響を受けている地域経済やコロナ禍における物価高騰等の影響を受けている町民生活への支援を速やかに実施したいと考えています。なお、今議会には、その承認に係る議案を提出させていただいております。

それでは、令和4年第2回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、松前小学校放課後児童クラブ及び松前中学校新校舎の完成と供用開始について申し上げます。

昨年度2月28日に松前小学校放課後児童クラブが完成し、4月1日から供用開始いたしました。この施設は、放課後児童クラブの利用ニーズが高まる中、受皿を拡充するため、旧宗意原保育所跡地に新築したものです。木のぬくもりが感じられる5つの部屋が整備され、利用できる児童数は160人から200人に増えました。

また、3月15日には松前中学校新校舎が完成し、約70年ぶりに生まれ変わった校舎の完成を祝い、松前中学校新校舎落成式を開催いたしました。新校舎の完成まで2年9か月を要しましたが、新校舎は、陽当たりや風通しが良く、木のぬくもりが感じられる学びやとなりました。また、大規模災害時には地域の防災拠点としても利用できるよう、エレベーターを完備したバリアフリー構造となっています。生徒の皆さんには、この新しい校舎で新たな歴史を刻み、充実した学校生活を送っていただきたいと思います。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

3月20日から25日まで、ホッケー男子日本代表サムライジャパンが、松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場で強化合宿を実施しました。合宿期間中には、町内の子どもたちを対象とするホッケー教室を開催し、子どもたちにサムライジャパンとの交流を通じてホッケーの楽しさを体験してもらいました。今後も引き続き、サムライジャパンに本町で合宿していただき、ホッケーの普及促進を図りたいと思います。

このほか、3月26日、27日に、ホッケーのまちづくりの推進と競技力向上を図るため、中学生ホッケー交流大会まさきカップを松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場で開催いたしました。県外からの参加チームも含め男女6チームが参加し、白熱した戦いが繰り広げられました。男子の部では松前ホッケークラブが2位に、女子の部では町内の中学生で構成している愛媛マドンナが1位に輝き、松前町の子どもたちが大いに活躍しました。引き続き、ホッケーの聖地・松前町を目指し、ホッケーのまちづくりを推進してまいります。

次に、地域情報の発信力強化について申し上げます。

4月14日に、南海放送株式会社と情報発信連携に関する協定を締結しました。この協定は、両者が持つ地域情報を共有、発信することで、地域活性化と情報発信力の強化を図るため、締結したものです。今後、この協定に基づいて、互いに連携し、ラジオやSNSを活用して町の情報を広く県内に発信することで、交流人口が増加し、町の活性化につながることを期待しています。

次に、義農大賞について申し上げます。

4月23日に、松前総合文化センターで義農大賞表彰式を開催いたしました。表彰式では、大賞受賞者の表彰と受賞者の活動に密着した動画の上映に加え、義農大賞審査委員会の審査委員長を務めていただいたアグネス・チャンさんによる特別講演を実施したほか、義農作兵衛を能で表現した新作能「義農」を初披露しました。表彰式には242人の多くの皆様に御来場をいただき、御来場いただいた方からは、大賞受賞者の活動にとっても感動した、小さなことでも私にできることから始めたいなどの声があり、義農大賞を通じて思いやりの輪が広がっていると感じました。また、開催後に、大賞に選ばれたNPO法人ゆめ・まち・ねっと代表の渡部さんから、地元静岡県の静岡新聞に義農大賞を受賞したことが取り上げられたとの報告があり、ゆめ・まち・ねっとの活動をより多くの人に知っていただけた、今後も義農さんのように地域の子どもたちのための活動を続けたいと喜びのメッセージが届きました。

先月14日には愛媛CATVで表彰式の模様が放送され、その後も繰り返し放送されています。先日、6月4日にも再放送されたところです。これにより、より多くの皆さんに義農作兵衛と松前町のことを知っていただき、さらに思いやりの輪が広がっていくことを期待しています。

このほか、本町が町の伝統行事として長年継続して開催してきた義農祭と今回の義農大賞が、第36回愛媛経済同友会の美しいまちづくり賞に選ばれました。本日午後、表彰式があります。この賞は、豊かな愛媛をさらに活力と潤いのあるまちにするために貢献している活動や、個性あふれる魅力的なまちにするための活動を行っている団体や地方自治体に贈られるものです。本町の取組がこのような賞に選ばれたことは大変喜ばしいことであり、今後も、賞に恥じぬよう、さらに精力的に魅力あるまちづくりに取り組みたいと思います。義農大賞を継続することにより義農作兵衛とその心、義農精神を広く発信し、義農精神が息づく町として松前町の知名度を向上させ、松前町発の思いやりある社会づくりを推進してまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

先月15日に、出水期を前に、消防団員や自主防災組織など約250人が参加して、風水害による被害を最小限に食い止めるため、消防団と自主防災組織の技能の習得及び向上を目

的として、水防工法訓練を実施いたしました。

この水防工法訓練は、コロナ禍の影響により令和元年度以降実施できておりませんでした。今年度は、人数を減らして規模を縮小するとともに、分散して訓練を実施するなど実施方法を工夫し、4年ぶりに実施いたしました。自主防災組織は、消防団の指導の下、土のう構築や住居の床下等への浸水を防ぐ改良積み土のう工法Ⅱ型の訓練を行い、消防団員は、災害時の技術的な支援活動を行う防災エキスパートを講師に迎え、河川堤防の漏水対策として月の輪工法やシート張り工法などの水防工法の訓練を実施し、水防技術の向上に取り組みました。

また、先月25日には国、県、県警、消防署、消防団とともに町内の水害危険箇所の防災パトロールを実施いたしました。いつ発生するか分からない自然災害に備えるためにはこうした日頃の防災訓練の積み重ねや防災パトロールが重要であると感じているところであり、今後も関係機関と連携し、防災・減災体制の強化を図るとともに、町民の皆様の災害時の備えに対する啓発に努め、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、健康づくりの推進について申し上げます。

本町では、これまで、健康づくりフォーラムやはじめてのジョギング教室、わが家の朝食コンテストなど、町民の皆様の健康寿命の延伸を目指し、様々な健康づくりの事業を実施してまいりました。今年度は、新たな健康づくり事業として、姉妹都市の北海道まつまえ町と連携し、まつまえ町V S まさき町ウォーキング3カ月累積歩数競争を今月1日から実施しています。参加する町民の皆さんには、まつまえ町民の皆さんとの勝負を楽しみながらウォーキングに取り組んでいただき、当事業が、皆さんの日常的な健康づくりへの意識向上につながることを期待しています。

次に、新型コロナウイルス感染症により経済的ダメージを受けた町内中小事業者等の支援について申し上げます。

まず、事業者の雇用維持の支援として、事業者が国の雇用調整助成金等の申請事務を社会保険労務士に委託するのに要する費用に対する補助金と、支給決定を受けた雇用調整助成金の事業主負担部分に対する県と連携した助成金を引き続き交付し、労働者の雇用の安定と事業活動の継続を図ります。このほか、社会経済環境の変化に対応する新たなビジネスへのチャレンジに対して補助金を交付いたします。こうした支援事業を実施し、地域経済の維持、回復を図ってまいります。

次に、温暖化対策の推進について申し上げます。

町内のCO<sub>2</sub>排出量削減を目指し、省エネキャンペーン2022を実施します。

このキャンペーンは、7月と8月の2か月間、町内の各家庭において電気使用量の削減に取り組んでいただくもので、前年同時期と比較して、電気使用量削減率の高い上位168名の方には、松前町商工会商品券を贈呈いたします。地球環境が変化していく中で、

私たちが生きる社会を持続可能なものとするためには、私たち一人一人が、自分たちができる小さな取組を始めることが大切です。今年の夏は、ぜひ皆様にこのキャンペーンに参加していただき、生活に身近な電気使用量の削減から取り組んでいただきたいと思います。地域の皆さんと一緒に、町内のCO<sub>2</sub>排出量削減に取り組み、温暖化対策を推進してまいりたいと考えています。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件4件、専決処分の承認8件、条例案件3件、予算案件5件、その他議決を求めるもの1件、合わせて21件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

6番田中周作議員、7番住田英次議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る5月31日の議会運営委員会で協議の結果、本日から6月20日までの14日間と決定しました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの14日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 報告第1号 令和3年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第4、報告第1号令和3年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第1号令和3年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、田中財政課長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 報告第1号について補足して説明いたします。

報告書の7ページをお願いします。

令和3年度補正予算で繰越限度額の議決をいただいた一般会計繰越明許費について、令和4年度への繰越額が確定したことにより報告するものです。

なお、繰越計算書の金額の欄は補正予算で承認された限度額となっています。

初めに、2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳等管理は、令和4年度に予定していたシステム改修について国の補助金を活用するため前倒しで予算化したため、450万円を繰り越しました。

次の3款1項社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、申請期間が年度をまたいでいるため、1億2,295万9,000円を繰り越しました。

次の5款1項農業費の土地改良は年度内に事業が完了したため、繰越しは行いませんでした。

次の7款2項道路橋りょう費の舗装長寿命化修繕は浄水場工事との調整が必要となり、年度内での完成が見込めず2,700万円を繰り越しました。

町道整備は支障電柱の移転先の選定や交差点協議に時間を要したため、年度内での完成が見込めず3,240万円を繰り越しました。

続いて、5項都市計画費の筒井地区雨水対策は、近接工事との調整や雨水貯留施設の規模の決定に時間を要したため、6,444万2,000円を繰り越しました。

塩屋地区雨水対策は、河川の占用協議に時間を要したため、年度内での完成が見込めず495万円を繰り越しました。

続いて、6項住宅費の町営・改良住宅管理は、ガス管の移設協議に時間を要したため、年度内での完成が見込めず500万円を繰り越しました。

次の9款2項小学校費の小学校営繕は、予定していた補助金について見直しを行う必要が生じたため、繰越しは行いませんでした。

この結果、繰越限度額3億1,259万6,000円に対して、翌年度繰越額は2億6,125万1,000円となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第2号 令和3年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について(上程、報告、質疑)

○議長(加藤博徳) 日程第5、報告第2号令和3年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 報告第2号令和3年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書について御報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

内容につきましては、渡部公営企業部長に説明をさせます。

○議長(加藤博徳) 渡部公営企業部長。

○公営企業部長(渡部博憲) それでは、報告第2号について補足して説明いたします。

報告書の11ページをお開きください。

令和3年度下水道事業会計予算の繰越しにつきまして、令和4年度への繰越額が確定したことにより報告をいたします。

1款1項建設改良費、公共下水道管渠整備事業、予算計上額2億5,950万円、翌年度繰越額は1億7,320万円です。

内訳といたしまして、委託料は松前町公共下水道松前浄化センター修繕、改築、実施設計業務に係る技術的援助に関する協定が1件、工事請負費は管渠工事が5件、舗装工事が1件、水道移設工事が3件です。

繰越しの理由といたしまして、委託業務につきましては、松前浄化センターの現地調査の時期とコロナの警戒態勢の時期が重なり現地調査作業が遅延したことにより繰越しをいたしました。

工事につきましては、前年度の繰越工事など近接で施工していた工事との調整に不測の日数を要したことにより繰越しをいたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第3号 令和2年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書(事故繰越)の報告について(上程、報告、質疑)

○議長(加藤博徳) 日程第6、報告第3号令和2年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書(事故繰越)の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 報告第3号令和2年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書(事故繰越)について報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

内容につきましては渡部公営企業部長に説明をさせます。

○議長(加藤博徳) 渡部公営企業部長。

○公営企業部長(渡部博憲) それでは、報告第3号について補足して説明いたします。

報告書の15ページをお開きください。

令和2年度下水道事業会計予算の事故繰越につきまして、令和4年度への繰越額が確定したことにより報告をいたします。

1款1項建設改良費、公共下水道管渠整備事業、予算計上額4億940万円、翌年度繰越額は1,430万円です。

内訳といたしまして、水道管移設工事が1件です。

繰越しの理由といたしまして、南黒田瓜尻地区上水道管移設工事で使用予定の水道管が材料メーカーの不適切行為により認証を取得したものであったため、安全性が確認されるまでの間、工事を一時停止したことにより繰越しいたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

報告第3号を終わります。

~~~~~



日程第7 報告第4号 令和3事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について  
(上程、報告、質疑)

○議長(加藤博徳) 日程第7、報告第4号令和3事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 報告第4号令和3事業年度松前町土地開発公社収支決算について報告いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、田中財政課長に説明をさせます。

○議長(加藤博徳) 田中財政課長。

○財政課長(田中志延) 報告第4号について補足して説明いたします。

報告書の20ページをお願いします。

初めに、1番、概要の土地造成事業ですが、令和3事業年度は事業を行いませんでした。

次に、2番、理事会の議決事項は記載のと通りの2件です。

次のページをお願いします。

3番、役員に関する事項及び4番、行政官庁認可事項は、それぞれ記載のとおりとなっています。

続いて、次のページをお願いします。

22ページからは公社の決算状況になります。

まず、1、収益的収入及び支出は公社の事業活動に伴う収益と費用になります。

令和3事業年度の収入は、第1款第1項受取利息の決算額が1,628円で、収入合計も同額です。

次に、支出は、第1款第1項販売費及び一般管理費の決算額が4万3,680円で、理事会及び監事会の開催に係る経費です。

次の第2款第1項予備費の支出はありませんでしたので、支出合計は4万3,680円でした。

次の23ページは明細書になりますので御参照ください。

続いて、24ページをお願いします。

これは令和3事業年度の損益計算書で、公社の経営成績を明らかにするものです。

まず、Ⅰ、事業収益とⅡ、事業原価は該当がなく、事業総利益はありません。

次に、Ⅲ、販売費及び一般管理費は4万3,680円で同額が事業損失になります。

次に、Ⅳ、事業外収益は受取利息で1,628円、Ⅴ、事業外費用は該当がありません。

この結果、4万2,052円が計上損失となり、当期純損失も同額となりました。

続いて、25ページをお願いします。

事業年度末における貸借対照表で、公社の財政状態を明らかにするものです。

まず、左側の資産の部では、Ⅰ流動資産のうち現金及び預金が1,152万1,424円、開発中土地が5,540万6,866円で、流動資産合計は6,692万8,290円となっています。

続いて、右側の負債の部です。

事業資金として借り入れている長期借入金5,262万5,000円が負債合計になります。

次に、資本の部です。

Ⅰ、資本金は、松前町からの出資金500万円です。

Ⅱ、準備金は、前期繰越準備金の934万5,342円から当期純損失の4万2,052円を差し引いた930万3,290円となっています。

この結果、資本合計は1,430万3,290円、また負債資本合計は6,692万8,290円となり、左側の資産合計の額と一致します。

次の26ページをお願いします。

令和3事業年度中におけるキャッシュ・フロー計算書です。

これは事業年度における現金及び現金同等物の動きを活動区分ごとに整理したもので、期間中の現金等の増減と期末残高を示すものです。

なお、現金同等物は定期預金について満期日が3か月以内のものを対象としているため、Ⅵ、現金及び現金同等物期末残高と前のページの貸借対照表流動資産での現金及び預金との額は一致していません。

続いて、28ページをお願いします。

こちらは財産目録で、公社が保有する資産と負債を整理したもので、先ほど説明した貸借対照表にある財産の関係を再度掲載したものになりますので、御参照ください。

続きまして、30ページからの附属明細表は、ここまで説明した書類の参考資料となっております。

最後に35ページをお願いします。

決算審査意見書を添付しています。

当決算につきましては、4月20日に土地開発公社の監事による監査を実施し、その後5月13日に土地開発公社理事会を開催して決算認定を受けております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第4号を終わります。

ここで理事者交代しますので、暫時休憩をいたします。

午前10時6分 休憩

午前10時8分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

~~~~~

日程第8 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第22号専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第22号について提案理由を申し上げます。

令和4年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、松前町税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町税条例の一部を改正する条例を専決第2号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、塩梅税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅税務課長。

○税務課長（塩梅敬介） 失礼します。

議案第22号専決第2号について補足して説明いたします。

議案書は39ページから改正条例を、参考資料は5ページから概要を記載しております。

今回の改正は令和4年度税制改正によるもので、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行される改正部分について松前町税条例の一部を緊急に改正する必要があるため、専決処分を行いました。御報告し、承認を求めるものです。

参考資料のほうで改正の概要を説明いたします。参考資料を御覧ください。

5ページの主な改正の概要の表のうち、一番下、附則第10条の3、省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置についてです。

改正前、平成20年1月1日以前から所在する住宅のうち、対象要件となる省エネ改修工

事を実施した住宅について、固定資産税の税額を1年度分、税額の3分の1、改修により認定長期優良住宅に認定された場合は3分の2を減額する規定でした。

今回の改正では、対象となる住宅を平成26年4月1日以前から所在する住宅に拡充することにし、工事費の要件を50万円超から60万円超に引き上げる等、要件を見直した上で適用期限を2年延長しています。

次に、6ページ、附則第12条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例で、土地の固定資産税に係る負担調整措置についてです。

現在、土地に係る負担調整措置の適用期間は令和5年度まで延長されており、令和3年度は当該年度限りの措置として、税額が増加する土地については令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額にし、税額を据え置く負担調整措置が講じられました。

今年度は土地に係る固定資産税の負担調整措置について基本的には評価額の5%とされていますが、令和4年度に限り、激変緩和の観点から商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする改正を行っています。

このほか、地方税法等の一部改正に伴い、条例が引用している地方税法の条文の変更等、規定の整備について所要の改正を行っています。

なお、この条例の施行日は令和4年4月1日です。

また、議案書45ページの附則第2条において、経過措置を規定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第22号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第9 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質

### 疑、討論、採決)

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第23号専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第23号について提案理由を申し上げます。

令和4年3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決第3号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、塩梅税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 塩梅税務課長。

○税務課長（塩梅敬介） 失礼します。

議案第23号専決第3号について補足して説明をいたします。

議案書は49ページ、参考資料は7ページをお開きください。

今回の改正は令和4年度税制改正によるもので、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日に施行されたことにより、松前町国民健康保険税条例を緊急に改正する必要があるため、専決処分を行いました。御報告し、承認を求めます。

議案書のほうを御覧ください。

今回の改正は、第2条、第23条ともに下線の箇所を示すとおり基礎課税額、いわゆる医療給付費分保険税について課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を19万円から20万円に引き上げるものです。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行となり、令和4年度分以後の国民健康保険税から適用となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第23号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第10 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(松前町介護保険条例の一部を改正する条例)(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第10、議案第24号専決処分の承認を求めることについて(松前町介護保険条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第24号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の経済的負担を軽減するため、介護保険料の減免を早急に実施する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町介護保険条例の一部を改正する条例を専決第6号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、柏原保険課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 柏原保険課長。

○保険課長(柏原 正) 議案第24号専決第6号について補足して説明いたします。

議案書の53ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対する介護保険料の減免について厚生労働省からの通知を受け、令和4年度も引き続きこれまでと同様に国の基準に基づき減免を実施するため、松前町介護保険条例の一部を改正するものです。

改正の概要といたしましては、右の表、改正前の第10条3行目、下線で示す「令和4年3月31日」を、左の表、改正後の「令和5年3月31日」に改めることにより、減免の対象となる期間を令和4年2月1日から令和5年3月31日までの間に延長するものです。

対象者の要件は、令和3年度と変更ありません。

54ページを御覧ください。

改正後の下線部により、減免の申請期限を令和5年5月31日までにするものです。

この条例は、公布の日から施行します。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第24号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

**日程第11 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約変更について）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第25号専決処分の承認を求めることについて（伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約変更について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第25号について提案理由を申し上げます。

伊予市・伊予郡養護老人ホームの和楽園が指定を受けていた指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスの事業に係る指定訪問介護事業所の指定期間が令和4年4月30日に満了するのに合わせて同事業を廃止するため、4月18日までに組合規約を改正する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約の変更を専決第4号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、平村福祉課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） それでは、議案第25号について補足して御説明いたします。

議案書55ページをお開きください。

伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約の変更です。

議案書59ページをお開きください。

伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約の一部を改正する規約です。

表の右側が改正前、左側が改正後です。

組合の共同処理する事務のうち、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を削除する組合規約の変更です。

これは伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の和楽園が指定訪問介護事業所の指定を受け、平成22年5月1日から和楽園の入所者に対し、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の各サービスを提供してきました。

その後、平成27年度の介護保険法の改正により和楽園が一般型特定施設の指定を受けたことで、平成29年4月1日以降は和楽園内で包括的な介護サービスの提供が可能になりました。

この一般型特定施設の指定を受けたことで、それまで提供しておりました指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護サービスは平成29年4月以降休止しており、今後同サービスを再開する見込みがないこと、また指定訪問介護事業所の指定期間が本年4月30日に満了したことから同事業を廃止するため、組合規約に規定しております組合が共同処理する事務から指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を削除したものです。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第25号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

ここで理事者交代しますので、10時40分まで休憩します。



午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第12 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町一般会計補正予算（第1号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第26号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町一般会計補正予算第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第26号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や子育て世帯の支援を行うための経費が緊急に必要なことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度松前町一般会計補正予算第1号を専決第5号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、田中財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 議案第26号専決第5号について補足して説明いたします。

議案書の65ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億5,863万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ113億4,082万円になります。

初めに、歳出について説明いたします。

議案書のほうは77ページになります。参考資料のほうは9ページになります。参考資料のほうで御説明をいたします。

まず、2款1項5目財産管理費の補正額16万2,000円は、庁舎の感染対策用の消耗品の購入費です。

次の2款1項12目情報管理費の補正額150万円は、庁舎3階大会議室の投映設備の改修を行い、オンラインでの会議や研修などに対応できるようにするための費用です。

10ページをお願いします。

2款1項11目防災費の補正額104万8,000円は、今年度新規に指定する予定の福祉避難所に配備する避難ルームや段ボールベッドなどの備品や消耗品の購入費です。

11ページをお願いします。

3款1項8目福祉センター管理費の補正額180万円は、福祉センターに設置する空気清浄機の購入費です。

次の3款2項6目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の補正額292万1,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するための費用です。

12ページをお願いします。

6款1項3目緊急経済対策費の補正額9,159万4,000円は、プレミアム付商品券の発行に係る経費のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の中小企業等に対する支援を行うための経費です。

13ページをお願いします。

9款2項1目学校管理費の補正額351万8,000円とその下、9款3項1目学校管理費の補正額203万円は、小中学校に必要な感染対策用品の購入費です。

14ページをお願いします。

9款6項3目給食センター管理費の補正額983万円は、給食センターの空調設備の更新やオゾン水脱臭除菌洗浄機の購入に係る費用です。

15ページをお願いします。

7款5項2目公園管理費の補正額74万円は、松前公園体育館に設置する空気清浄機の購入費です。

次の9款5項1目社会教育総務費の補正額4,335万7,000円は、文化センターと各公民館の空気清浄機の購入費のほか、公民館の空調設備の改修、文化センターのトイレの改修、図書館のシステムの更新に係る費用を計上しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

議案書のほうの76ページをお願いします。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額1億229万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

次の14款2項2目民生費国庫補助金、補正額292万1,000円は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金です。

次の14款2項5目教育費国庫補助金、補正額277万4,000円は、学校保健特別対策事業費補助金です。

次の15款2項1目総務費県補助金、補正額34万9,000円は、愛媛県福祉避難所機能強化・整備促進事業費補助金です。

次の19款1項1目繰越金、補正額5,029万6,000円は、不足する財源分を計上していません。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第26号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認にすることに決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町一般会計補正予算（第2号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町一般会計補正予算第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第27号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済や町民の生活を支援するための経費が緊急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度松前町一般会計補正予算第2号を専決第9号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、田中財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 議案第27号専決第9号について補足して説明いたします。

議案書の87ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ113億6,282万円になります。

初めに、歳出について説明いたします。

議案書のほうは99ページになります。参考資料のほうが17ページになります。

6款1項3目緊急経済対策費の補正額2,200万円は、原油価格及び物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加されたことから、プレミアム率の引上げなどを行うため、プレミアム付商品券発行业の予算を追加するものです。

続いて、歳入について説明いたします。

議案書のほうの98ページをお願いします。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額5,053万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の原油価格・物価高騰対応分です。

次の18款2項1目財政調整基金繰入金、補正額2,853万円の減額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の物価高騰対応分が追加されたことに伴い、基金繰入金を減額するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第27号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第14 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第14、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第28号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の経済的負担を軽減するため国民健康保険税の減免を早急に実施する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度国民健康保険特別会計補正予算第1号を専決第7号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、柏原保険課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 柏原保険課長。

○保険課長（柏原 正） 議案第28号専決第7号について補足して説明いたします。

議案書の105ページを御覧ください。

補正予算の額は、歳入歳出それぞれ34万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ32億4,157万4,000円とするものです。

初めに、歳出について御説明いたします。

114ページを御覧ください。

2款5項1目傷病手当金、補正額34万円の増は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い療養のため労務に服することができなかった被保険者を対象に行っている傷病手当について、厚生労働省からの通知を受け、引き続き傷病手当金を支給するための負担金となります。

3款1項1目、3款2項1目、3款3項1目のそれぞれの補正額の財源内訳を御覧ください。特定財源その他と一般財源との財源振替は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した国民健康保険税の納税義務者に対する保険税の減免に伴い、その財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することから、振り替えるものです。

次に、歳入については112ページを御覧ください。

下の段に記載しております3款1項1目保険給付費等交付金、補正額34万円の増は、傷病手当金の財源となる交付金になります。

また、同じページの上の段に記載しております1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額8万2,000円の減及び113ページの5款1項1目一般会計繰入金、補正額8万2,000円の増は、国民健康保険税の減免に伴い、その財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することから、財源振替を行うものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。
質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。
採決を行います。
議案第28号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第15 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第15、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号）を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第29号について提案理由を申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の経済的負担を軽減するため介護保険料の減免を早急に実施する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度介護保険特別会計補正予算第1号を専決第8号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、柏原保険課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 柏原保険課長。

○保険課長（柏原 正） 議案第29号専決第8号について補足して説明いたします。  
保険事業勘定の補正予算について御説明いたします。  
議案書の130ページを御覧ください。

上の段、7款1項6目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金繰入金、補正

額5万2,000円の増及び下の段、7款2項1目介護保険事業運営基金繰入金、補正額5万2,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した介護保険被保険者に対する保険料の減免に伴い、その財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することから、繰入金の財源振替を行うものです。

次に、議案書の131ページをお願いいたします。

2款1項1目居宅介護サービス等給付費の補正額の財源内訳を御覧ください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金繰入金5万2,000円は、居宅介護サービス等給付費の特定財源その他となり、一般財源と振り替えるものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第29号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

ここで理事者が交代しますので、暫時休憩を行います。

午前11時1分 休憩

午前11時3分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第16 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第16、議案第30号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第30号について提案理由を申し上げます。

人事院規則の改正に伴い、国の職員に準じ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に関する措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第30号について補足して説明をいたします。

議案書は133ページですが、参考資料で御説明いたします。参考資料19ページを御準備ください。

今回の改正は、職員の育児休業等に関する人事院規則が一部改正され、町においてもその改正趣旨に沿った措置を講じるため、所要の改正を行うものです。

改正の概要ですが、2の改正の概要を御覧ください。

まず、(1)の非常勤職員の育児休業の取得要件については、現在の在職期間が1年以上の要件を撤廃します。

次に、(2)の育児休業を取得しやすい環境整備については、職員本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対し、制度の周知や意向確認のための面談を行うほか、職員向けの育児休業に関する研修の実施や相談体制の整備等を行うこととしています。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第30号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第30号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第17 議案第31号 松前町税条例等の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第17、議案第31号松前町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。



提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第31号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律により地方税法等の一部が改正されることに伴い、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うほか、税負担の公平性の観点から整理合理化を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第31号について補足して説明いたします。

議案書は137ページからですが、参考資料で説明いたしますので、参考資料21ページを御準備ください。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、松前町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、専決処分した改正以外の箇所について所要の改正を行うものです。

参考資料21ページの主な改正の概要の表の上から1段目、第18条の4、それから次のページ、22ページの上から2段目、第73条の2、その下3段目の第73条の3については、不動産登記が行われた際の登記所から市町村への通知事項の拡大による改正です。

この改正により、登記名義人等がDV被害者等である場合には固定資産税の証明書交付等の際、登記簿上の住所ではなく登記所から通知される住所に代わる事項を記載することとなります。

次に、参考資料21ページに戻っていただいて、表の上から2段目の第33条第4項及び同条第6項、その下3段目の第34条の9第1項及び同条第2項、次のページ、22ページの上から5段目、附則第16条の3第2項、1つ飛んで7段目の附則第20条の2第4項、その下8段目の附則第20条の3第4項及び同条第6項については、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る課税方式に関する改正となります。

改正後は所得税と住民税で異なる課税方式が選択できなくなり、同一の課税方式となります。

次に、参考資料21ページに戻っていただいて、表の上から5段目、第36条の3の2第1項、一番下の段の第36条の3の3第1項、23ページに飛んでいただいて、一番下の段、令和3年改正条例第1条のうち第36条の3の3改正規定については、給与所得者及び公的年金等受給者の個人住民税の賦課課税に必要な情報を確実に把握できるよう、扶養親族等申告書の記載事項を改めるものです。

次に、参考資料22ページの表の上から4段目の附則第7条の3の2第1項、その次のペ

ージ、23ページ上から2段目の附則第25条第1項、同条第2項については、令和4年度税制改正で所得税の住宅ローン控除の特例延長等の適用期限が4年延長されたことに伴い、控除対象者の所得税から控除し切れなかった額を個人住民税から控除限度額の範囲内で控除する措置についても延長するために改正するものです。

このほか、地方税法の一部改正に伴う引用条文等の削除等、規定の整備について所要の改正を行うこととしています。

なお、この条例の施行は令和5年1月1日としますが、議案書152ページの附則第1条第1号及び2号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行することとします。

経過措置については、附則第2条第1項から第3項により取り扱うこととしています。

以上で議案第31号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第31号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第18 議案第32号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第18、議案第32号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第32号について提案理由を申し上げます。

国民健康保険税の負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第32号について補足して説明いたします。

議案書153ページ、参考資料25ページを御準備ください。

今回の改正は、松前町国民健康保険事業の安定的な運営を図るために必要な歳入を確保するため、所要の改正を行うものです。

歳入の確保に当たっては、前年度繰越金による財源重点を行うほか、今回の改正で国民健康保険税率について見直し、被保険者の方に適正な負担を求めることとしています。

改正の概要ですが、議案書153ページ第3条から155ページの第9条の3にかけて、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の所得割率均等割額及び平等割額を下線に示すとおりそれぞれ改めます。

議案書155ページから160ページの第23条第1項では、国民健康保険税の軽減世帯における均等割額や平等割額を減額する額について下線に示すとおりそれぞれ改めるほか、議案書160ページからの同条第2項では、未就学児に係る基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の均等割額を減額する額について下線に示すとおりそれぞれ改めます。

参考資料の25ページに改正内容を一覧表にしておりますので御参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和4年度分以降の国民健康保険税について適用し、令和3年度分以前の国民健康保険税については従前の例によるものとします。

以上で議案第32号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第32号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第19 議案第33号 土地改良事業の施行について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第19、議案第33号土地改良事業の施行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第33号について提案理由を申し上げます。

土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業の施行について議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、山田まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） それでは、議案第33号について補足して御説明いたします。

議案書の163ページを御覧ください。

町営土地改良事業として東古泉地区かんがい排水事業を予定しています。

事業内容は、東古泉地区の重要な農業用水の取水施設である長尾谷川に設置する転倒堰について、水密ゴム及び接合部等の老朽化が著しく、水漏れによる取水機能が低下しているため施設の修繕を図るもので、事業費は1,200万円を予定しています。

次に、昌農内地区かんがい排水事業になります。

事業内容は、昌農内地区の重要な農業用水の水源である新戸揚水機場について、水中ポンプ及び制御盤の老朽化が著しく、施設管理に苦慮しているため施設の更新を図るもので、事業費は600万円を予定しています。

参考資料の29ページ及び30ページに事業箇所を示していますので御参照ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第33号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

ここで理事者交代しますので、暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

~~~~~

日程第20 議案第34号 令和4年度松前町一般会計補正予算(第3号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第21 議案第35号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第22 議案第36号 令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第23 議案第37号 令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第24 議案第38号 令和4年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(加藤博徳) 日程第20、議案第34号令和4年度松前町一般会計補正予算第3号、日程第21、議案第35号令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第22、議案第36号令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、日程第23、議案第37号令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号及び日程第24、議案第38号令和4年度松前町水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第34号から議案第38号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書5ページをお開きください。

令和4年度松前町一般会計補正予算第3号は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ2,731万3,000円を減額し、総額を113億3,550万7,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により説明いたします。

参考資料の31ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、コミュニティの育成のため地域のコミュニティ施設の整備などに対して助成を行うほか、世代や地域の枠を超えて町民が交流を図る機会を創出する事業に対して助成を行うことにより町民の交流を推進し、コミュニティ活動の活性化を図ります。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、子育て支援の充実のため新型コロナウイルス感染症が長期化する中で低所得の子育て世帯に対して実情を踏まえた支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

また、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス感染を予防するため、HPVワクチンの接種勧奨を再開し定期予防接種を行うほか、定期予防接種の機会を逃した人に対する追加の予防接種を行います。

また、新型コロナワクチンの4回目の追加接種を実施するために必要な経費を追加計上します。

このほか、社会保障の充実のため、愛媛県と連携しマイナンバーカードの普及促進を図ります。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、学校教育の充実のため、老朽化した岡田中学校技術教棟の建具の改修工事を行います。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農業振興のため、農地等の確認を現場で効率的に行うことができるようにするため、農業委員会事務局にタブレット端末を導入します。

また、認定農業者等が農地の集積による経営規模の拡大や経営改善に取り組むために必要となる農業用機械、施設の整備に必要な経費の一部を助成します。

このほか、農業生産基盤整備の推進のため、老朽化した揚水施設や水門など、土地改良施設の改修を行うことにより、労力の軽減や維持管理に係る経費の節減を図り、農業経営の安定化を図ります。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、道路交通網の充実のため、老朽化が進む橋梁や舗装について予防保全型の維持管理を行うことによりトータルコストの縮減と長寿命化を図るほか、通学児童の安全確保のための町道改修を行うなど、安全・安心・快適に通行できる道づくりを推進します。

町民の行政手続の利便性向上を図るため、マイナポータルからのオンライン手続を可能にするための基盤システムの構築等を行います。

また、庁舎の空調設備を改修するため、その工事に向けた設計を行います。

なお、補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が8,891万7,000円の減、一般財源が6,160万4,000円の増となっております。

予算の議案書39ページをお開きください。

議案第35号令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ794万6,000円を減額し、総額を32億3,362万8,000円とするものです。

予算の議案書55ページをお開きください。

議案第36号令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万3,000円を減額し、総額を5億810万2,000円とするものです。

予算の議案書69ページをお開きください。

議案第37号令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ455万6,000円を減額し、総額を29億5,541万5,000円とするものです。

予算の議案書89ページをお開きください。

議案第38号令和4年度松前町水道事業会計補正予算第1号は、既定の予算の資本的収入及び支出の予定額から収入支出それぞれ2億2,400万円を減額するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第34号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第34号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第35号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第35号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第36号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第36号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第37号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第37号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第38号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第38号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 田 中 周 作

松前町議会議員 住 田 英 次

6月13日（第2号）

令和4年松前町議会第2回定例会会議録

令和4年6月13日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	住田民章
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	友田秀樹
財政課長	田中志延
危機管理課長	金子貴徳
子育て・ 健康課長	大西雅弘
まちづくり課長	山田善仁

学校教育課長	金子裕之
社会教育課長	三原三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	楠田匡志
議会議務局 書記	徳本敏子

令和4年松前町議会第2回定例会

議事日程表

No.2

令和4年6月13日（月）

午前9時30分

開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（提出順位）

○議長（加藤博徳） 傍聴席の皆さんにお願いをいたします。

携帯電話をお持ちの方は音が出ないように御配慮お願いいたしたいと思います。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症の関係で理事者が途中で交代いたしますので、御了承ください。

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

8番稲田輝宏議員、10番藤岡緑議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位によります。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡緑でございます。

本日の質問は、3つの項目に分けて質問しておりますので、以上よろしく願いいたします。

まず、学校給食についてということで、小中学校の学校給食の食材の安全性についてお伺いしたいと思います。

小中学校の給食の食材となると、主食となるお米は以前減農薬米を使用していたと聞いていましたが、現在はどうなっているのでしょうか。ほかの食材についてはどうなのでしょう。地場産のものだけでなく、国内産であればいいというわけではないのですが、安い輸入物も多いと聞きます。安全性についてのチェックの体制はしっかり機能しているのでしょうか、町の見解を求めます。

引き続き、もう一つの観点、食材の価格の高騰についてお伺いします。

最近の世界情勢により、小麦や乳製品、肉類など、子どもたちにとって大事な栄養源である食材が大きく値上がりし、保護者にとっても大きな懸念材料となっています。物流コスト、原油高、円安など、またさらに今年になってからロシアのウクライナ侵攻による戦

争が長引くなど、この傾向がさらに増大し、世界経済に与える影響も大きくなっております。このままでは給食費の値上げは仕方のないことなんでしょうか。

自治体によっては、給食費の無償化など行っているところも、ごく僅かではあります。そういったところもあります。

ただ、私もそこまでは必要ないと思います。財源のことやある程度受益者負担という考えから、そういうことはするべきではないと思いますが、せめて保護者への負担軽減、大きく影響しない程度の支援というものは考えていただけないでしょうか、町の考えをお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

金子学校教育課長。

○学校教育課長（金子裕之） 小中学校の学校給食の食材の安全性についてお答えします。

子どもたちに安全・安心な給食を提供することは、学校給食の最も大切な使命であると考えています。

学校給食については、学校給食衛生管理基準に基づき適切に実施しており、食材についてもこの基準に定められた選定基準に基づいて、小中学校長及びPTA会長で構成する学校給食センター運営委員会の小委員会である物資委員会において、食材の適正価格、食材ごとの産地及び加工地を精査して選定しており、安全性は確保されているものと考えています。

議員御指摘の本町の給食における主食米としては、令和元年10月給食分まで減農薬による特別栽培米のにこまるを使用していましたが、給食の必要量の全量を賄えなかったこと、一般普通栽培のにこまるも等級の高いものであれば特別栽培米と安全性に差がないことから、令和元年11月給食分以降からは、本町産の一般普通栽培のにこまるを学校給食用米として使用しています。なお、等級については松山市農協に厳選してもらっています。

食材の安全性についてのチェック体制については、食材の検収時において、松前町の栄養教諭が委託業者の栄養士とともに学校給食衛生管理基準に定められた食品の検収、保管等の基準に基づき、全ての食材の生産地を産地表示により確認することとしています。

また、学校給食に使用している食材の産地については、令和3年度の地場産物活用状況調べでは、学期ごとに設ける給食週間中の県内産使用率は85.1%、国内産は100%です。

今後とも、生産者の顔が見える安心感や新鮮な食材を使用できることなどの利点のある地場産物の活用を進めながら、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

次に、学校給食の食材の価格の高騰についてお答えします。

国内の食材価格については、コロナ禍の影響を受けているほか、今年2月のロシアによ

るウクライナ侵攻により、原油や天然ガスのほか、小麦をはじめとする穀物などの価格が高騰し、その影響で学校給食も圧迫されている状況です。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済対策としての国の県産牛肉消費拡大緊急対策事業及び県産水産物消費拡大緊急対策事業により、牛肉とマダイ、ブリの無償提供を受け、令和3年度は国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業により、マダイの切り身の無償提供を受けたことで、コロナ禍による食材価格の高騰による影響を最小限にすることができましたが、今後このまま食材価格の高騰が続いた場合は、学校給食の運営は非常に厳しい状況となることが予想されます。

給食費を維持したままでこうした状況に対応するためには、食材を見直してコスト削減するほかにないため、給食費の引上げも視野に入れながら、コスト削減のための様々な方策や支援の是非について検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今どちらの観点についても非常にしっかりと、給食のほうも、皆さんの保護者の方々も、また町のほうとしてもいろいろな御苦勞をされているということがよく分かりました。

ただ、そうはいつでも世界情勢が変わって、この維持をしていくということ自体がなかなか厳しくなってくるということで、今のところ食材に関しては国内産100%で頑張っておられるようなんですが、こういったことについても、また減農薬米も令和元年でやっぱりその商品が全てがそろわないということで、にこまるの安全性も確保できたので、そういったほうに移行したというお話をお聞きさせていただきましたが、また情勢によっては減農薬もというようなことに、またそれが数も元に戻り、そういったことができるようであれば、また情勢を見ながら絶えず流動的にそういったことも対応していただければ、保護者の方々もやっぱりその安全性ということについて御理解がまた深まるんではないかなと思いますので、その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、給食費の値上げについて、それはなるべく維持をしたままで、保護者の方々の経済的な面を考えたときに上げないでいけるのが1番なんですけれども、今食材の工夫をすることによって何とかまだ持っているけれども、このまま進めば値上げも致し方ないのかなという御意見も出てたようですけれども、私はできる限り町として食材についての地場産の研究って言ったらかしいんですけれど、そこに対する安全性を保ちながらなんですけれども、そういったところが給食に手を挙げてくれたところに保護をするとか、そういった地場産を頑張ってるようなところに対して町が支援をしていけば、またそういった価格的なものとかそういったもので安全性も担保しながら地場産も生かしていけるような、間接的な支援で給食費を維持していくということもできるんではないかと

いう気もいたします。

それから、経済的に大変な御家庭に対しては、やっぱり給食費が全体に上がった場合には、就業支援とかいろいろな形で給食費の支援とかという別のまた方策もあると思いますので、そのあたりは子どもたちに影響が出ないような形でそういった支援をしていただけたらと思うんですが、そういったいろいろな支援の方策について、今後まだ考えておられることがあれば、ひとつプラス答弁できたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤博徳） 金子学校教育課長。

○学校教育課長（金子裕之） 今、御質問いただきました給食費の支援についてでございますが、今回答弁で、ちょっと具体的な日付はお伝えはしてないんですが、現在の料金改定、平成28年4月に料金改定をいたしまして、現在の給食を運営しております。平成28年から今現在、約6年ほど経過しております、ほで、議員さんがおっしゃられましたように、近年では物価上昇が続いておるのが現状でございます。

そういった中で、学校教育課といたしましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、食材のどうにかやりくりをコストがかからないような形で、おいしさを保ちながら子どもたちに今までと同じ味で提供したいということで、給食センターの職員一丸になって今取り組んでおります。

そういった中で、どのような支援があるかについては、現在のところまだ方向性自体を持っておりませんが、やはり地場産物をできるだけ使うためには、生産者の意欲も低下させないような形が必要かと考えます。そういった中では、町長部局が生産者の支援になりますので、また町長部局と協議しながら、何か方策があれば考えていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） いろんな方面で御努力いただけたらと思います。

また、これはちょっと新聞とかで見た記憶であれなんですけれども、同じ食材でも例えばメニューとか中身です、調理法とかそういったことを少し工夫することによって、目先も変わって子どもたちが非常に食が進んだとかそういったこともあります。ですから、食材はちょっと少なくなったり、あるいはちょっと維持するためにいろんな工夫をされると思うんですけど、それも一つの工夫の一端ではないかなと思うので、また利用できるようであればそういったことも考えていただければと思います。

それでは、第2点の、町民企画講座について御質問させていただきます。

町が募集し、多くの町民の文化的な視野を広げ、社会教育の一環として進めてきた町民企画講座の在り方について質問したいと思います。

町民企画講座というのは、町民の自主的な文化的な活動ですよね。その町民自らが企画

運営し、募集や場所の提供などの支援を町が行ってきているわけですが、コロナの影響とか内容のマンネリ化を理由に、仕切り直しのために今年度は実施しないと聞いております。

町としては、見直しの考えがあるなら前年度内にその方針を打ち出すべきではなかったでしょうか。既に計画し、講師等の調整を行っている講座もありました。事前に見直しの考えがあるのでしたら、今までの実績を検証した形跡もないままいきなり打ち切るのはいかがなものでしょうか。見直しの理由について、関係者に納得のいく説明が欲しいところです。町の見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 町民企画講座についてお答えします。

町民企画講座は、平成18年度から町民自らが主体となって社会情勢及び社会状況に応じた課題をテーマとして選び、学習することを目的として実施している講座です。

町は、町民企画講座を推進するため、町民企画講座実施者に対し、平成17年度に養成講座を実施し、平成18年度から講座に要する経費の一部を助成しております。

令和3年度における実施講座は6講座です。平成18年度から実施している講座が2講座、平成19年度からが2講座、平成28年度からが1講座、平成29年度からが1講座となっております。

ここ数年の町民企画講座の状況は、10年以上継続している講座が半数以上を占め、その受講者も毎年度特定の同じ人がほとんどを占めている状況です。また、新しい企画講座の提案もないような状況です。

町民企画講座は、より多くの町民が参画でき、広く町民に開かれた講座を町民の皆さんに主体的に開催してもらおうとして事業化したものであり、当初はその時々その時々社会情勢及び社会状況にふさわしい課題をテーマとして選んで開催してほしいと考えていたものであるにもかかわらず、現状は特定の町民による特定の課題に固定された講座となっており、あたかもサークル活動に対する補助制度のような状況になりつつあり、本来の講座の目的に適合したものとは言えなくなっています。

この状況に鑑み、町民企画講座を事業の当初の趣旨に沿ったものへリニューアルする必要があると考え、令和4年度は町民企画講座の開催を一旦休止し、令和5年度以降の実施に向けた研修及び準備期間とすることとし、令和4年3月には公民館の運営に係る諮問機関である公民館運営審議会の同意をいただき、その後、令和4年4月に関係団体への説明会を開催しました。

説明会が遅くなりましたことは、大変申し訳なく思っております。

令和4年度は、当初の町民企画講座の趣旨に沿ったものにリニューアルするため、新規

講座を企画する人材の発掘を行う一方、講座を企画立案する能力や運営ノウハウに関する有識者による講義やワークショップを行うこととしています。

また、事業の実施に関する採択基準や採択方法、講座の成果指標等について定める事業要綱の制定に向けて、公民館運営審議会と協議を進めたいと考えています。

併せて、このような町民企画講座のリニューアルに向けての施策について、既存の講座開催者と町民に対して周知し、理解を求めてまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） そうですね、今課長が言われたような面も多分あると思うんですが、逆に講座を企画しやってくる人たちが10年以上の方々も多かって、それが特定の町民とか特定の課題に割と特化してしまっていて、サークル活動になってしまっているという面が非常に問題であったというような感じでお聞きしたんですけれども、やっている方々にとってはそれぞれ違う分野、その中でいろんなことを考えてやっておられるようなので、その方々の御意見とか考えとか、そういったものもあったと思います。

そして、リニューアルをしていこうということで、公民館の審議委員の方々からの提言とかがあったということなんですけれども、その中で出てきたマンネリ化という言葉がちょっと耳に入ったんですけれども、審議委員の方々も一度でもそういった活動とかを実際に御覧になったりとか検証されたのかなというところのお声も聞いております。

ですから、やはりそういったところのやっておられる方々と、それから実際に外側から見ておられる方々との、言ったらちょっとボタンの掛け違いというか、何かすごく擦れ違いがあったのではないかなという気がします。ですから、物事を変えていくときには時間も必要ではないかなと思うんです。それでまた、一生懸命されてきてるがゆえに余計残念だなというお声もございました。

それで、こういうふうこれからいろんなことをお決めになるときに、スピード感も大事なんですけれども、やはり一生懸命そういう方々、やっておられる方々のことを考えますと、やはり実際にどこがどうなのかという具体的なそういった話、具体的な内容についても検証されて、そしてまたしっかりとタイムラグというんですか、時間をしっかりと取って次に進んでいただけたら、そういう不平とか不満とか、何でだろうっていうところがなかったのではないかなという気がいたします。

とても町民全体に広げて、そしてその能力アップとか有識者の講座をされたりとか、いろんなことでさらに今やってらっしゃる方々の能力アップにもつながるということは、これはいいことだとは思いますが、今度また次のことをやるとかこういうことをしようというとき、町の考え方がやはりそこは浸透せずにさっさと行かれると、え、今までやってきたことは何なんだろうというような思いがあるのではないかなあと思います。

ですから、今回これを一つの契機にして、ぜひ講座をいいものに、町民全体としては当然それは税金を使われてやってることですから、やっぱりいい講座をして文化的なレベルアップというか、そういったものは必要でございますので、ですがやってきた、特に古いことで探求してこられた講座をされてきた方は、多分町のいろんな歴史的なこと、文化的なことにもお力添えを相当されてる方々が多いもんですから、やはりちょっと残念だなどいう部分があったので、これを契機にぜひ、そこらあたりのそごがないように進めていただけたらなあ。私は、次のレベルアップを期待いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは……。

○議長（加藤博徳） 質問はないですか。

（10番藤岡 緑議員「答弁ですか」の声あり）

答弁ありませんか。

（10番藤岡 緑議員「それに対して答弁がございましたら」の声あり）

三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 町民企画講座につきまして、令和5年度からリニューアルスタートする予定でございます。

その間、今年度突然、今まで長い間講座を実施されてきた皆さんに休止というようなお話をいたしまして大変申し訳なく思っております。今年度中は、制度設計のほうもちょっと見直しを行いまして、それをできるだけ早く、また講座実施者の方とか町民の方にも御周知させていただきまして、今まで既存の団体の皆様におきましては、今回講座とかワークショップを通じてスキルアップのほうを図っていただいて、また新たな課題等に対する今後の町民企画講座のより充実した展開を図っていただけたらと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 非常に期待しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の3番目の町営住宅に……。

○議長（加藤博徳） 3番目に入る前に答弁者が変わりますので、ここで暫時休憩を取らせていただきます。

午前9時55分 休憩

午前9時56分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

藤岡議員、3番目の質問をお願いします。

藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） それでは、3番目の町営住宅について御質問させていただきます。

町民に安価で住宅を提供できる町営住宅、入居率の高いものもごございますが、老朽化が進んでいる現状です。今後の対策ということで、2つの観点からお考えを聞きたいと思えます。

このコロナ禍で、若い世代の貧困化も進んでおります。快適な住空間を民間より安く提供できれば、町としても若者定住につながるのではないだろうか。町営住宅を若い世代にも広く利用できるような長寿命化政策を取り、リノベーションしていく考えはあるのでしょうか。

それから、もう一点、町営住宅の利用という観点でお聞きします。

現在、ウクライナから日本へも多くの行き場を失った人々が避難民として救助を求めています。国として、地域への当面の生活支援の協力の要請があると思えますが、もし愛媛県内への要請があった場合、町としては当面の生活支援として町営住宅の利用提供などというお考えはあるのでしょうか。その2点をお願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 町営住宅の今後の対策についてお答えします。

本町では、町営住宅334戸、改良住宅65戸、合計399戸の公営住宅等を管理しており、現在の入居率は町営住宅が72%、改良住宅が98%となっています。

このうちには、昭和35年から昭和40年に建設された125戸の木造住宅があり、これらは老朽化が進み、居住性や設備、福祉機能などが社会的要求水準を満たしていないことから、新たな入居者の募集は行っていません。

このような状況を踏まえ、公営住宅等の計画的な整備を図るため、令和3年度に松前町公営住宅等長寿命化計画を見直し、今後10年間の修繕や建て替えに係る計画を定めたところでは。

この計画では、居住面積が狭小で耐用年数が大幅に超過した木造住宅については、リノベーションにより現在の生活スタイルに適合する仕様及び設備に改善することは困難であると判断されたため、建て替えを行うこととしています。

今後、建て替えに当たっては、高齢者や障がいのある方及び子育て家庭が安心して暮らせる住まいづくりや若者の定住を促進するため、現在の生活スタイルに対応する間取りを採用した住まいづくりに努めたいと考えています。

ただ、本町では条例により町営住宅及び改良住宅ともに60歳未満の単身者は入居できないこととなっております。

次に、ウクライナ避難民への町営住宅の提供については、令和4年4月8日に、県から

ウクライナ避難民を公営住宅に受入れできるかどうか照会があり、本町にはすぐに入居可能な住宅が2戸ある旨を報告しています。今後、県と連携しながら、受入れ要請があれば速やかに対応したいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今課長のほうからお話があった、私もちょっと勉強不足であれだったんですけども、60歳未満の方は原則として住めないというようなことになってるようです。そうすると、リノベーションなり、あるいは新築しても、そういう若い人たちを誘致することがなかなか難しいんじゃないかということなんですけど、そういったことに関しては、今後の方策に対してですけども、条例改正とかそういったこともお考えにはなっているんでしょうか。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 町営住宅は、比較的収入が少なく住宅に困窮している世帯の方に安い家賃で住んでいただくために建設された住宅であり、若い単身者については自身の収入で生活できる民間住宅への入居が望ましいと考えております。

一方、高齢の単身者については民間住宅への入居が困難な場合もあるため、公営住宅の入居を可能としているものであり、現在、現行の制度に問題はなく、現時点では条例改正を行う考えはございません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今のところは条例改正っていうことは考えていないということなんですけど、今世帯の中の実態が、若者の単身というだけではなくて、例えばシングルマザーで子どもさんが2人、3人ということで、コロナ禍で非常にシングルマザーの方も生活困窮されてる方も多くはございます。そして、これからまた家族で、両親がそろってどうのこうのということではなくて、若い人たちでもある程度複数世帯になって、そういう低所得で非常に大変なところで、一般の民間のところではやっぱりどうしても家賃は高いしということで、そういった方々に子育てしやすい、住みやすい、若い世帯でも暮らしが非常に支援されてるというようなイメージで、町営住宅もそういった一端を担えるようになったらいいのかなという気持ちもいたしております。

ですから、今後の課題ではあると思うんですけども、やはり世帯の中身、そういった情勢、そういったものと比較対照しながら、やはり流動的にそういった対応も考えていただけたらなというふうに思います。

木造で大変厳しい状態のところには、建て替えということで非常にお金もかかると思うんですけど、ある程度リノベーションでいけるところがあればそういったところも進めてい

ただけたら、快適な暮らしというものも担保できるのではないかなと思いますので、そういった両面で、非常にこの町営住宅についても令和3年度の公営住宅の計画、長寿命化ということで計画も立てられていると思いますが、さらに時代っていうか、社会的な情勢も変わっておりますので、そういったところ等を常に流動的に考えながら、より幅広い利用ができるように町としては対策を講じていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどのウクライナの避難民の方についての、2戸ほどは提供ができるような用意があるということですが、今後要請があればということではあると思うんですけども、いろんな方々がどんどん戦争が、戦争ではないかもしれないんですけど、侵攻が長くなればなるほど避難民の方も増えてくるのではないかなと思いますので、そういったことに対する町として、県が大きな窓口ではあると思うんですけども、町としても対応ができるように常に情勢を見ていただきながら、増やせるものであれば増やして行って、そこの環境的なことも情勢的に考えていただけたらなというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

私の一般質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備を行いますので、暫時休憩を行います。

午前10時6分 休憩

午前10時9分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

4番曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 4番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

姉妹都市健康交流事業についての質問ですが、町民の皆さんの中にこの事業について御存じない方もいらっしゃると思いますので、まず簡単に説明します。

この事業の目的は、本町と北海道まつまえ町とで住民のウォーキングによる3か月累積歩数を競争し、健康交流を行うものです。

実施期間は6月1日から8月31日までで、団体では住民の累積歩数上位者の合計に町長の累積歩数を加えた結果でまつまえ町と競争し、個人ではランキング1位等が表彰されます。

この事業に関して説明があったとき、私は7月、8月は1年の中で最も熱中症リスクが高いため、ウォーキングをするのに適正な時期ではない、実施期間を変更すべきではないか、そういったことを意見しましたが、変更はできないようでした。

どのような経過を経て実施期間案が決定したのか等、さらに詳しくお聞きしたいため、3点質問させていただきます。

まず、1つ目です。

この案件は新規事業であるにもかかわらず、議員全員協議会や予算決算常任委員会で詳細な内容説明はありませんでした。議会からの要請で後日説明はありましたが、議会の要請があったからではなく、なぜ最初から説明しなかったのでしょうか。その理由をお聞かせください。

また、案件に関して詳細な内容を説明する場合、何らかの基準があり、その基準に従って説明する、またはしないと決めているのでしょうか、そういう基準があればお聞かせください。

2つ目です。

この事業の実施期間は6月1日から8月31日です。まず、実施期間の提案があり、協議して決定されたと思います。この実施期間案はどのように決定されたのでしょうか。例えば、どちらかの町が提案、あるいは両町がそれぞれ提案し調整したのか、両町の部長または課長のみで話し合い調整したのか、それとも課内の職員で意見を出し合い、それらの意見をまとめ、両町の代表者で調整したのかなど、実施期間案決定までの経緯をお聞かせください。

3つ目です。

まつまえ町は、この事業の開催要項を広報まつまえ4月号で公表していました。ということは、遅くとも3月上旬に開催要項が決定、3月中旬には要項の原稿完成、印刷作業に入らなければ4月号で公表できないと考えます。3月定例会最終日は、まつまえ町が3月10日、本町が16日でした。

以上のことから、本町定例会中に両町合意の開催要項が決定、まつまえ町は要項の原稿が完成し、印刷作業に入っていたと推測できます。しかし、互いの議決を得てから開催要項決定、または議会からの意見を受けて再度検討してから決定し、公表するべきではないでしょうか。

このことだけでなく、両町で連絡を密に取りながら意識統一して進めるべきだったのではないのでしょうか。開催要項を公表するまで、どのようなタイムスケジュールを組んでいたのかお聞かせください。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 姉妹都市健康交流事業についてお答えします。

姉妹都市健康交流事業の3か月ウォーキング事業は、本町が実施する健康づくりプロジェクト事業の一つに位置づけて今年度実施するもので、姉妹都市のまつまえ町と連携し、まつまえ町VSまさき町ウォーキング3か月累積歩数競争を今月1日から実施していま

す。

議会において事業の詳細な説明ができなかった点については、新規事業は本来なら金額の大小にかかわらず、議員全員協議会で議員の皆様にご説明した後、予算決算常任委員会で審査していただくものであると認識しておりますが、説明を失念しておりました。この点については、誠に申し訳ございませんでした。

実施期間案決定までの経緯については、まず昨年9月に本町からまつまえ町に対して、健康づくりをテーマとした姉妹都市交流について提案し、両町の担当で実施内容の協議を重ね、3か月ウォーキング事業を行うこととなりました。

次に、実施期間については、まずウォーキング競争の表彰式を本町の健康フォーラムの場を利用することに決定しました。これは、両町長出席の下、大勢の町民が見守る前で表彰を行い受賞者の栄誉をたたえることで、受賞者にとっては晴れの舞台となり、町民に対しても健康づくりのアピールにつながると考えたためです。

なお、健康フォーラムの開催時期については、寒さの厳しい冬場を除いた上で、本町の6月や9月定例会、8月の夏祭り、10月下旬の文化祭、11月のたわわ祭の開催時期を勘案し、10月上旬の開催が最適であると判断しました。

さらに、ウォーキングの実施期間については、まつまえ町から、4月下旬から5月中旬までのさくらまつりを除いた期間で実施したいとの要望があったこと、またウォーキング競争後の歩数記録の集計等、表彰式に向けた準備期間に1か月を要することから、両町で協議した上で、最終的に6月から8月までが適当であると町長まで協議をして決定しました。

この事業の公表については、まつまえ町は4月号の広報で発表しています。これは、3月定例会において予算が成立したため公表したものであると思われま。また、本町においても3月定例会で予算が成立した後、5月号の広報で発表しました。

事業の基本的な内容は、3月上旬には決まっていたものであり、両町の公表時期にずれが生じたことは議会の開催時期が異なっていたためであり、まつまえ町が先に公表したことは問題ないと考えております。

なお、事業の実施が暑い時期となるため、参加者には小まめな水分補給等の安全対策をした上で、朝夕の涼しい時間帯にウォーキングをしていただくよう注意喚起しております。本事業が、町民の皆さんの日常的な健康づくりへの意識向上につながることを期待しております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） ありがとうございます。

1つ目、事前説明についてなんですけれども、新規事業は全協等で説明するというこ

と、それを忘れていたということなんですけれども、1つお伺いします。

部課長会等で、全員協議会や常任委員会で詳細な説明をする、それらの案件の確認作業はしていないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 質問、理事者は分かります、内容。

曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 議会でこういったことを説明する、報告をするっていうのは、事前に打合せがあると思うんです。そのときに、全員協議会とか常任委員会でこういったところは詳細な説明をしましょうと、そういった確認をしておれば今回のようなミスはなかったと思うんです。そういった確認作業を部課長会等でしているのかどうか、いないのか、その点をお聞かせくださいということです。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） 部課長会におきましては、議員全員協議会での説明事項を共有するようなことは現在は行っておりません。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） すいません、私前職のことを言いますと、職員会議がある場合に、やはりその前にもう一つ会議があるんですけれども、そういったところで議案の確認を必ずしております。これをどういうふうに説明するかというような確認をしておりますので、やはり今回のようなことが起こるのはそういった確認ができていない、職員の中で意識統一ができていないからだと思うんです。

ですから、今回の忘れていた件は保健福祉部、子育て・健康課だけの問題ではなくて、そういったことをしっかりと確認してどういったことを説明するのか、そういったことをきっちりとやっていただきたいと思います。今回のことが今後ないように、そういった確認作業をお願いいたします。

2つ目の、決定までの経緯なんですけど、聞いていると10月の健康フォーラム、そういった町民の大勢の前で表彰するのがいい、そこから逆算して6月から8月に決定した。まつまえ町のさくらまつりとかそういったいろんな行事を考えて6月から8月にするのがいいだろうというような話だったと思います。

このときに、職員の中から私と同じようにこの時期は熱中症リスクが高い、変更したほうがいいのではないかという意見は出なかったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、結果発表の場をフォーラムとしておりましたので、職員の話合いの時点で暑いというような話が出ることはありませんでした。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） ということは、もうこの10月健康フォーラムで表彰するのは決定である、だからそこから逆算して6月から8月に実施することも決定である、だから職員の意見はもう聞かないということによろしいでしょうか。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 時期を決定する中で、職員の中で暑いからというような話が出なかったということでございます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） いや、出なかった、出なかった、何かおかしいですね。誰でも考えたら分かると思います。ということは、私は熱中症リスクが高いから言っているんです、そういった町民の健康、安全よりも、10月での健康フォーラムで表彰する、それを優先したということによろしいでしょうか。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 先ほども早瀬部長が申しましたとおり、参加者の方には小まめな水分補給と安全対策を考慮し、朝夕の涼しい時間帯にウォーキングしていただくよう注意喚起もしておりますし、真夏の暑い日中に、人によってはそれを避けてやる方もおられたり、個々の考えだと思しますので、その点、時間帯等はその本人の考慮で熱中症のリスクは軽減できると考えております。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 熱中症リスクを軽減するのであれば、この暑い時期にする必要はないということなんです、まずは。

幾ら注意喚起をしたからといって、真夏であれば、皆さんも経験あると思いますが、クーラーが切れていると朝暑くて目が覚めることがありますよね。だから、朝夕にウォーキングをすればいいと言いますが、夜でも熱中症になる可能性は十分にあるんです。なぜこの時期にするのか、私は理解ができません。

（町長岡本 靖「議長」の声あり）

ですから、まだです。私は、行政として職員の中でこの健康フォーラムを後にずらすという考えはなかったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 私が職員から計画の報告を受けたのは、ほとんど計画が固まっている段階でありました。6月から8月にやって町長も参加をするということで、そのとき私が思ったのは、北海道は梅雨がないし、こっちは梅雨があるからちょっと不利だねというような話はしたんですけども、先ほど説明があったような1年間の様々なイベントのスケジュールの中で、この時期しかないのかなというふうなことで了解をしたという記憶が

ございます。

私自身も参加をすることになっておりまして、暑い時期のウォーキングになるわけですが、今でもかなり暑いですが、職場を引いて帰ってから日が陰って涼しくなったときに少し歩くというようなことをやっておりますので、そういうやり方でやればできるかなと思って私は了解をしたわけでありまして、全体的な町の行事のスケジュールから見て、やるとするならばこの時期しかないかなということでもありますので、どうぞ御理解をいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 先ほどの私の質問にお答えしてないと思うんですが、10月の健康フォーラムで表彰するというところでこうなったんでしょうけれども、この健康フォーラムを後にずらすという考えはなかったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 先ほども申しましたように、10月末には文化祭、たわわ祭、その他行事が全部詰まっております。行事は町民の方にも10月の下旬はこういうふうな行事があるよというのが大体周知されていると思います。夏祭りでしたら8月の第1土曜というようになってますので、その間を縫って、健康フォーラムはコロナで一時期中止になっておりましたが、一番最初にやったのが10月の上旬でしたので、その時期をやるのが一番ベストかなと。あと、寒い時期は避けた上で、今言いましたような行事が詰まってきたので、10月に決定いたしました。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） いえいえ、しっかり私の質問に正対してください。例えば、両町の行事があるんですけども、9月、10月、11ぐらいにこの健康交流事業をすると、熱中症リスクをできるだけ避けて、それで11月で終わったら、例えば年明けた1月ぐらいに健康フォーラムをして、そこで表彰するという。健康フォーラムを変更するという考えはなかったのでしょうかということなんです。お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） その考えはございませんでした。北海道の寒さ等についてはニュース等でしか私も具体的なことは分かりませんが、北海道の寒さはかなり厳しいと思っております。松前町自体も、幾ら四国とはいえ寒い時期に、それこそ町民の健康を考えたらずらすべきではないと考えて10月に開催いたしました。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 私も北海道のことはあんまり知りませんが、11月であ

れば雪が降ってもそれほど積雪はないんでないでしょうか。ということは、もう結局は町民の健康、安全よりもそういった行事を変更する予定はないから、この6月から8月にしたということによろしいですか。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 町民の健康は考えているつもりです。ですから、町民の方に関しても注意喚起をして、お願いをして取り込んでいただくようにしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） そしたら、真夏日や猛暑日の日に屋外での運動や作業はできるだけ控えましょうと注意喚起がされています。そういう日でも、本町は健康増進のためにウォーキングをしましょうと奨励するということによろしいですか。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 何も、全部熱中症になりやすいリスクの日中の暑い時期にしないとは言っておりません。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 主催者として、やはりリスクをゼロにする、ゼロにできなくてもできるだけ軽減するっていうのが責務です。猛暑日に屋外での運動は控えましょうという注意喚起がある中で、本町はウォーキングをしましょう。いいんですか、それで、本町に。

ちなみにですが、7、8月の気温を調べてみました。こちらでは松山市、向こうでは函館市の7、8月を比べてみたんですけれども、7、8月の62日中、松山市の最高気温35度以上の猛暑日が合計は4日、30度以上の真夏日の合計は41日、対して函館市の猛暑日の合計はゼロ、真夏日は13日。一昨年、松山市の猛暑日の合計は11日、真夏日の合計は32日、対して函館市の猛暑日はゼロ日、真夏日は4日。

これを見て分かるとおおり、まつまえ町にすれば本町よりも熱中症のリスクは非常に低いと、対して62日中40日以上が真夏日以上であると、そんな中でこの事業を計画した、私はどう考えても納得できません。幾ら言っても事業を優先したんだなと捉えられても仕方ないと思います。

何度も言いますが、猛暑日には注意喚起がされているんです。その中で、朝夕涼しいときに歩きましょう、熱中症に気をつけて十分水分補給をしましょう、それでリスクを軽減すると思うなら、それは全くの考え違いだと私は思います。

3つ目の質問に移ります。

まつまえ町が4月号で公表したという点なんですけれども、それはそれでずれが生じた、それはもう仕方ないと思うんですけれども、もし本町のこの一般会計が否決された場

合、この場合にはまつまえ町としても公表できないと思います。もし本町で否決されていたらどういうふうにすると考えられていたのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 先ほど議員おっしゃられたように、両方の議会が議決して事業ができるというのはそのとおりであります、一応事業計画をつくって予算を議会に出して予算の議決をいただくということができましたら、一応まつまえ町としてはもうできる状態になってるわけですから、その状態で公表すると。松前町が仮に、万が一議決が得られないということがあれば、予算の執行だけができないだけのことから、そういうリスクは分かった上で公表されたのだというふうに思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 否決された場合とどうか、その議決を得るまでは開催要項も私は案だと思うんです。これで議決を得て可決になって、そしていろいろな問題を解決した後、これで執行できるということです、私は万が一否決されたら、まつまえ町の4月公表というのは時期尚早だったと。

やから、そういったことも想定してタイムスケジュールを組んでいないと、まつまえ町の責任に押しつけるというか、先に公表したまつまえ町がいかんのでしょうかというような事態にもなりかねない。だから、そういった最悪のことも想定されて計画していたのかどうか、それをお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） いつ議事を議決をせえとかということ、他の自治体に向かって別の自治体が言うような話ではありません。それぞれの自治体がお考えの上で判断をすることですので、まつまえ町が議会の議決が得られた以上、もうちょっと待つという選択肢もあったかもしれませんが、議会で議決が得られたんだから、その広報の期限もあるかもしれませんが、そこら辺は事情が分かりませんが、自らの御判断で公表するという事だったと思います。それに対して、いつせえとかいつじゃないといかんとか、こちらから、議会の議決が得られておれば言う筋合いのものではないというふうに私は考えます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） いや、それは分かるんです。町長が言われることはよく分かるんですが、これはまつまえ町だけの開催要項ではないですよ。本町とまつまえ町の合意の上の開催要項ということであれば、本町が万が一否決されたら、まつまえ町としても私は公表するべきではないと、違うでしょうか。その点、違うんでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 先ほど答弁したことで御理解ください。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） それでは、私は開催要項を変更すべきではないかという意見を言ったわけですが、事業の関係でもう6月から8月からウォーキングを実施するというので、ということはもう既に決まっています議員の意見を聞くこともない、もう既に決定しているんですよという理解でよろしいでしょうか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議会には、予算を出して事業計画のお話をし議会の議決をいただきました。したがって、いただいた予算は執行できるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 分かりました。

いろいろ私は不満な点もあるんですけれども、そういった流れでするのであれば仕方ないと思います。最後に意見を言って終わりにさせていただきたいと思います。

暑い中ではありますけれども、町長の累積歩数も関係しております。ですよね、団体戦で。ということは、町長も暑いでしょうがウォーキングに励んでいただきたらと思います。庁舎内の涼しいところを歩くのではなく、空いた時間があれば松前公園とか職場までの行き帰りとか、そういったことを健康に気をつけてウォーキングをしていただいて、町民の先頭に立って健康の運動習慣の定着化、そういったことに励んでいただきたらと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

ここで、10時55分まで休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

5番影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 議席番号5番、公明党影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1問目、小学校教育の担任制について。

学級担任制から教科担任制の流れがございます。従来の小学校で一般的だった学級担任制が変わりつつあります。国として初めて導入を進める小学校5年、6年を対象とした教科担任制が、2022年度から一部授業で本格的に導入され始めました。

先行して実施してきた横浜市や兵庫県の小学校では、授業の質の向上や教員の負担軽減などに成果を上げていると聞きます。

横浜市の調査では、学力面などでの教科担任の効果が明らかになっていると報道されております。理科の教科担任制を実施した5校について、導入前と導入後で同じ児童群の学力調査の結果、全国平均との差を比較したところ、思考、表現において5校中4校で上昇したとあります。

兵庫県では、教科担任制を実施した学校の教員を対象に県が2020年度に行ったアンケートで、中学校への円滑な接続ができるかとの問いに、そう思うと回答した割合は83.4%、多面的な児童理解に基づく生活指導ができるかとの問いに、そう思うと答えた割合は93.4%に上り、指導に当たる教員自身が教科担任制のメリットを感じていることが分かりました。

また、教科担任制では、担任の教員は担当教科以外の空き時間を活用して、授業や教材の準備のほか、学級通信の作成、提出物の確認など、今まで放課後に対応していた業務を進められるようになるメリットも大きいとされております。

以上のような教育上の効果の大きさや教員の働き方改革の必要性などを踏まえ、文科省は2022年度から小学校5、6年生を対象に教科担任制を導入することを決定しました。

愛媛県及び松前町における教科担任制の導入の現状、そして見通しについてお伺いいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

仙波教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仙波晴樹） 小学校教育の教科担任制についてお答えいたします。

小学校における教科担任制とは、学級担任が全ての教科の授業を担当するのではなく、一部の教科についてその教科指導の専門性を持った学級担任以外の教員が授業を担当する制度をいいます。

教科担任制の利点といたしましては、専門性を持つ教員によるきめ細かな指導を行うことができる、中学校の学びに円滑につながることができる、多面的な児童理解を進めることができる、担当授業時数の軽減や授業準備の効率化による教員の負担軽減を図ることができるなどが挙げられます。

これまでも、小学校において理科、外国語、音楽等の授業を学級担任以外の教員が専科指導教員として実施してきました。

松前町においても、全小学校高学年の理科、音楽について、専科指導教員による授業を実施するとともに、教員の配置状況により外国語、体育等の事業を専科指導教員により実施している学校もあります。

文部科学省では、令和3年7月に行われた義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議の報告を受けて、令和4年度から小学校高学年において特定教科、外国語、理科、算数及び体育について、専科指導の充実を図るための教科担任制を本格導入するため、教員を増員しています。

今年度、愛媛県下では、30校に30人の定数以外の専科指導教員が配置されており、松前町では岡田小学校に中学校数学免許を持つ算数の専科指導教員が配置され、高学年において算数の専科指導を実施しております。

文部科学省においては、今後、小学校高学年における特定教科の教科担任制について、各地域や学校の実情に応じた取組が可能になるよう、専科指導教員の配置を推進していく方向であり、教育委員会としては文部科学省や愛媛県教育委員会の動向を見ながら、教科担任制が拡充できるよう、引き続き専科指導教員の配置を要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） ここで申し上げたいことは、御説明もありましたが、22年度予算編成の際に教科担任制導入に向けた教職員定数の増加を文科省から要望しました。それに対して、財務省のほうは中学校教師の活用を提案するなどして難色を示しました。その後、文科省と財務省による大臣折衝の結果にて、教職員定数について、小学校高学年度での教科担任制の推進のために4年程度で計3,800人を本来の定数に加えて増やすことが合意されております。

22年度の教職員定数は、教科担任制推進の950人、公立小学校の35人学級への移行を3年生で実施するための3,290人などを合計して、全国で4,690人の増加をすることになっております。国のほうはそういう形で、35人学級を含めて教員の定数を増大しておりますので、そういうことを捉まえて、松前町において今、岡田小学校ですか、そういうことになってるといことですが、全校においてこの効果を発揮するための、その定数の枠というのを広げられておりますので、積極的に教科担任、あるいは35人学級というものを推し進めるために今後努力をいただいて、それと先ほどおっしゃられてましたように県との打合せの下、強力に進めていただけたらというふうに思います。

この件に関しましては以上でございますが、御返答はございますか。

○議長（加藤博徳） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 今議員さん御指摘いただきましたように、文部科学省のほうも35人学級の小学校での実施を、小学校3年生まで定数化で進めております。本町におきましても、小学校3年生までの定数化、それから4年、5年、6年につきましても、松前町におきましては県の加配教員の配置を受けて35人学級を実施しておる現状です。今後、定

数化されてくると思いますので、その動きと同時に進めていくつもりでおります。

また、専科教科、専科の指導教員につきましても、加配の配置が、今議員御指摘いただきましたように年々増えてくるとおられますので、その動向に合わせてこちらも要望をきちんとし、子どもたちのために少しでも充実した指導ができるよう努力をしてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） どうかよろしくお願ひいたします。

続きまして、2問目としましては、地方公共団体における情報システムについて。

情報システムの標準化ということで、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済政策（令和2年12月8日閣議決定）において地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進するとあります。

その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性を持って計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行うとし、これにより地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定されました。

そこで、以下の点をお聞きいたします。

国主導の情報システムの標準化による行政のメリット、デメリットは。次、2問目、松前町でデジタル人材は足りているのか、足りない場合はどのように対処していくのか。移行を目指す令和7年度までにできるのでしょうか。愛媛県との連携をどう図っているのでしょうか。

以上、御質問いたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 情報システムの標準化についてお答えいたします。

地方公共団体の情報システムの標準化については、令和3年に制定された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において地方公共団体の責務とされ、現在20業務について国主導で標準化の準備が進められており、標準化を実現する目標時期については、国が策定した自治体DX推進計画において、議員御指摘のとおり令和7年度とされています。

国主導の標準化によるメリットは、全国の自治体で手続方法などが統一されることにより、手続を行う住民の利便性が向上するほか、制度改正時のシステム改修等に係る人的、財政的な負担の軽減が図られます。

一方、デメリットは現在のところ見当たりません。

次に、町のデジタル人材が足りているかとお尋ねですが、自治体DXの推進には、デ

デジタルの各分野に通じた高い専門性を有する外部人材等を確保し、活用することが必要となりますが、これらの人材は全国的にも限られており、各市町でこれらの人材を確保することは困難です。

このため、基礎自治体のDXを推進できる人材を、県と市町、市町間でシェアする仕組みとして、現在、愛媛県と県内20市町が共同で、デジタル分野に精通した外部の専門員を確保するチーム愛媛高度デジタル人材シェアリング事業により、デジタル化推進に必要な人材を補うこととしています。

ただし、情報システムの標準化については、国が主導となって標準化を進めるため、デジタル人材の不足による影響はないと考えています。

次に、移行を目指す令和7年度までに標準化できるかのお尋ねについては、20業務全てについて今年度中に国の標準仕様が示される見込みであることから、標準仕様が示された後、令和7年度の運用開始に向け、システム改修や手続の標準化のための条例、規則などの法規の整備を行うこととしており、予定どおり標準仕様が示されれば令和7年度の運用開始は可能と考えています。

なお、システム改修に係る費用については、国が全額負担することとなっています。

次に、愛媛県との連携については、現在のところ標準化を行う上で、愛媛県との連携が必要となる工程はありませんが、連携する必要が生じた場合には適切に連携を図ってまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 同じ項目で先に述べるべきでしたのが、次にマイナポータル・ぴったりサービスについてお尋ねいたします。

マイナポータル・ぴったりサービス、地方公共団体の手続検索、電子申請機能とはどのようなものか、松前町での運用状況をお聞きしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） マイナポータルのぴったりサービスについてお答えいたします。

マイナポータルのぴったりサービスとは、国が運営するウェブサイト、マイナポータル内のサービスの一つであり、子育てや介護などの行政手続の検索やオンラインでの申請などを行うことができるもので、平成29年度から本格運用が開始され、従来窓口に出向く必要があった申請手続が、パソコンやスマートフォンによるオンラインでも対応可能となりました。

本町では、平成29年度から、児童手当に係る10の手続及び保育に係る3手続の合計13手続についてぴったりサービスでの運用を行っており、オンラインでの申請を行うことができます。昨年度の利用実績は、13手続中、児童手当の現況届の1手続のみで9件しかあり

ませんでした。

現在のぴったりサービスには、本町が運用している13手続以外にも43の手続について、国が申請フォームのひな形を用意していますが、本町では既に運用している13手続の利用実績が低調であったことなどもあり、積極的には新たな手続の追加を行ってきませんでした。

しかし現在、国においては新たにデジタル庁を設置し、デジタル技術を効果的、積極的に活用して自治体D Xを強力に推進しているところであり、本町においても今年度はD X元年と位置づけ、D X推進に取り組むこととしていることから、今後はぴったりサービスの積極的な活用を検討したいと考えています。

なお、今年度ぴったりサービスと基幹システムを連携させる行政手続のオンライン化にも着手することとしており、本定例会にはそのための予算を計上しています。

また、オンライン化に合わせて新たに子育て関係の2手続及び介護関係の11手続について、ぴったりサービスの運用を開始する予定としています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） よく分かりました。

これはいわゆる住民サービスと、そして行政の業務改革を両方を成し遂げる目的のものであろうとは思いますが、13しかできてないけれども、行政改革という意味で、あるいは住民サービスという意味で、このぴったりサービスの目的にする項目を増やしていくことにも積極的に関わって推進していただきたいというふうに思います。

次に、3問目、これも情報発信と住民サービスということになりますが、LINEの活用ということについて一言申し上げます。

LINEは、2019年5月から、地方公共団体を対象にLINE公式アカウントを無償化する地方公共団体プランを提供し、地方公共団体の導入が進んでおります。

活用事例としては、鎌倉市、災害情報などをリアルタイムに発信、地域住民が必要とする情報を配信先を絞り込むセグメント配信を提供、例えばこのセグメント配信とは、松前校区在住、30歳男性といった絞り込みができる配信であります。

福岡市は、地域住民からの情報提供をLINEで受け、ガードレールの破損、公園遊具の破損といった道路、河川、公園等の不具合を市の担当窓口に知らせることが出来る機能を提供しております。また、粗大ごみの受付にLINEログインを活用したり、次には災害時に信頼性の高い情報を提供するということがされております。

次に、熊本市は、イベント、子育て、健康、障がい、仕事等から任意の項目を欲しい情報として選択することで、選択した項目に応じて情報を配信することが可能となっております。熊本市では、2016年4月14日に発生した熊本地震で電話回線が繋がらなくなった

際、被災者の連絡手段としてコミュニケーションアプリLINEが大きな役割を果たした。2017年4月に総務省から発表された熊本地震における情報通信の在り方に関する調査結果によりますと、被災者の約4割が災害発生時にLINEを利用していたことが分かっております。

行政がLINEを活用するメリットとして、まず住民のメリットは地域の住まいの情報を素早く受け取れる、メールよりも見落としにくい、好きな時間にスマホを使って興味のある情報が受け取れる。行政のメリットとして、重要な情報を素早く確実に配信できる、メールよりも情報を届けやすい、緊急性のある情報の配信や相談窓口としてより効果を発揮できる、返信を自動化し相談窓口として機能させることができる、住民が求める情報を個々に最適化して届けられる。

このような様々な活用ができるLINEを、住民サービスの向上と行政事務の合理化のため活用することを提案いたしますが、町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

友田総務課長。

○総務課長（友田秀樹） LINEの活用についてお答えいたします。

現在、松前町の情報伝達は、広報誌とホームページのほか、フェイスブック、Instagram、ユーチューブ、テレビのdボタン、防災行政無線など、様々なツールを活用しています。

御意見をいただきましたLINEにつきましては、昨年個人情報の管理について問題が指摘されたことから、総務省が令和3年4月にLINEの利用に関するガイドラインを作成しています。

このガイドラインでは、機密性を有する情報や住民等の個人情報を取り扱う行政サービスの場合はLINEの使用は許されていませんが、これらの情報を取り扱わない場合は、使用が許されています。

議員御指摘のとおり、LINEはプッシュ型のツールとして非常に有効であると認識しています。このため、国のガイドラインを踏まえた上で、業務内容に応じ、可能なものから前向きに導入を検討したいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 様々な使い方ができる、このLINEとさっきの情報システムの標準化というのはダブる部分もあろうかと思いますが、先ほどおっしゃられたように、そういう法的な問題に関してクリアした上で、使い勝手のいいこういう情報システムを活用されてはどうかと思います。

私がLINEを取り上げたのは、ほかの地方というか自治体ではLINEを活用してい

るところが、例で申し上げましたようにたくさんあるわけでありまして、松前はどうかと思いましたが、先ほどのお話のようにLINEが入ってなかったということで、なぜLINEを活用しないのかという疑問から御提案差し上げたんで、LINEの活用しやすい、いい部分について、無償化にもなっておりますので、ぜひ活用を御検討いただいたらというふうに思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備をしますので、暫時休憩をします。

午前11時25分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。14番伊賀上です。

私は、この3つの質問については、3年前に町民の皆さんに議員にさせていただいた、それは議員の仕事として今回3つの質問をさせていただくことになりました。

特に、私この3つの中は、特に町長の行動、町長の言動、町税の使い方、この3つを重点的に考え、3つの質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1点目、松前町の新型コロナウイルス感染症対策についてをお伺いします。

町民への意識啓発対策と財政対策について説明を求めます。

新型コロナウイルス感染症への対策に関し、2点質問いたします。

1点目、町民の新型コロナウイルス感染症に対する意識の啓発について、以前岡本町長は自ら公用車で町内をくまなく巡回し、熱心に広報活動をされていたことを記憶しています。私は、これは当然のことやと思うし、よく町長は頑張られたなという認識を持っております。

現在は、防災無線を使った意識啓発、町長自身の声で毎日定期的にメッセージが繰り返し届けられていたが、5月には終わっておりましたが、今後新たな事業展開は何か計画しているのか。また、暖かくなり、自粛を我慢できず、一部の地域では恒例の団体での花見をしていたとの情報が耳に入りました。この花見については別に問題はございません。2年ほど我慢して、桜のシーズンということで花見をされていたということ、何ら問題はございません。

問題は、そこで町長がこの席に参加をしていたということが問題なんです。地元が花見をするのは問題でない、岡本町長がその場にいたということの問題視します。もう少しの我慢でしたね。住民が最後まで気を抜かないよう指導、支援をお願いしたい気持ちでおり

ました。

2点目、新型コロナウイルス感染症に対する財政対策について、町民への迅速な対応のため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金などを活用した事業実施の円滑化に、議会も必要な専決処分等には協力しているところであります。議会だけではなく、町民にも感染対策に対する財政的支援の内容をもっとアピールすべきではなかったか、感染症対策にどれだけお金が使われているかを町民に自覚していただけることも考えるべきであったと考えます。

まず1点目は、2点答弁をいただきます。

○議長（加藤博徳） 金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子貴徳） 新型コロナウイルス感染症対策に係る町民への意識啓発対策についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策に係る町民の皆様への意識啓発は、国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用、県の警戒レベルの状況、松前町内の感染状況などに応じて、町民の皆様の感染回避行動の徹底と新型コロナウイルスワクチン接種を希望される町民の皆様の早期接種をお願いすることにより、感染者や重症者の人数を減らすことを目的として行っています。

また、この周知方法としては、より多くの皆様に周知できるよう、広報まさき、松前町ホームページ、テレビ放送のdボタン、地域への回覧、また議員御指摘のように町長自らの公用車による巡回広報や防災行政無線放送など、あらゆる媒体を活用してまいりました。

今後、新たな事業展開は何か計画しているのかとのお尋ねですが、これまで新型コロナウイルス感染症について愛媛県から提供される情報の範囲内で町内の感染状況を整理、分析し、必要に応じて公表してきた中で、特に感染回避行動の徹底を町民の皆様に呼びかける必要があるときに、先ほど申し上げた様々な媒体を活用し周知啓発を行っており、今後も同様に実施してまいります。

なお、防災行政無線による毎日の周知啓発については、より感染力が強いと言われているオミクロン株の影響による令和4年1月以降の感染者数の増加に伴い、令和4年2月9日から開始したところですが、一部の町民の方から毎日の防災行政無線放送に対するマンネリ化等を懸念する声があったことを考慮し、感染者数が小康状態にあったこともあり、毎日の放送は令和4年5月8日で終了いたしました。

防災行政無線による今後の周知啓発は、松前町の1日の感染者数の増加が懸念されるとき、県の警戒レベルが変更されたとき、または放送による周知啓発が必要と判断する状況となったときに、連続した3日間実施したいと考えています。

次に、議員御指摘のお花見の件は、町長が今年の4月2日に出席した会合のことと思わ

れます。このお花見は、地域としては屋外で実施する行事であり、感染リスクは低いため、お酒は飲まないこと、席の間隔を空けソーシャルディスタンスを確保すること、求められたルールにのっとって十分な感染対策を行うことなどを徹底すれば開催が可能であると考え、コロナ禍で地域の行事が久しく停滞してきた中でもあり、ぜひ開催したいとして町長に出席の案内があったものです。

この日までの県内の状況としては、2月19日には愛媛県が県外からゲストを招いて「愛顔（えがお）感動ものがたり表彰式イベント」を開催しました。また、2月25日には、愛媛県町村会第75回定期総会で来賓として臨席した中村知事から、感染対策と社会経済活動の両立を考えていかなければならないという趣旨の発言がありました。3月22日には、国が18都道府県に適用していたまん延防止等重点措置について、可能な限り日常の生活を取り戻すため、全面解除しました。3月29日には、中村知事が記者会見で、感染者の数は多いものの、ワクチンの3回目接種を背景に重症化リスクの高い高齢者の感染や入院患者の数が少なくなっているなどとして、社会経済活動の再開を検討する考えを明らかにし、3月31日には、県が感染対策と社会経済活動を両立するため、4月1日から警戒レベルを感染警戒期～特別警戒期間～から感染警戒期に引下げ、県外往来や会食の人数に関する要請を緩和すると正式に発表しています。

このような状況を踏まえ、町としても、御案内のあったこの花見は感染症対策も十分であり、問題はなく、また地域の活動をコロナ禍前の状態に回復するためには有意義と考え、町長が出席したものです。

最後に、今後も気を緩めることなく、新型コロナウイルス感染症が収束するまで、国、県の対応や町の感染状況などに応じ、引き続き様々な媒体を活用して適宜適切な意識啓発に努めてまいります。

○議長（加藤博徳） 田中財政課長。

○財政課長（田中志延） 続きまして、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る町民への周知についてお答えします。

本町では、令和2年度以降、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対策を講じるほか、コロナ禍の影響により売上げが減少した事業者の支援や、プレミアム付商品券の発行による町民生活の支援と地域経済の活性化に取り組むなど、様々な事業を実施してきました。

この交付金を活用して実施した事業の事業費総額は、令和2年度が3億5,260万5,000円、令和3年度が2億9,189万2,000円、合計が6億4,449万7,000円となっております。

今年度も、この交付金を活用して新型コロナウイルス感染症対策事業を実施するため、

6月補正予算の時点で2億75万2,000円の予算を計上しております。このうち1億7,771万3,000円については、議会に事前説明をさせていただいた上で、予算の専決処分を行い、専決処分した予算で実施する事業の内容については、専決処分後、速やかに報道各社に対してプレスリリースを行いました。

この交付金を活用して実施した事業の周知については、町のホームページで事業実績や事業効果を公表することにより行っており、現在は令和2年度及び令和3年度に実施した事業についてホームページに公表し、町民の皆さんに対して広く周知を行っています。

今後とも、効果的な周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） こんなに長いお答えいただくのなら答弁書をいただきましたかったくらいです。メモもなかなか難しい。

いろいろ聞いてみると、お花見に行った言い訳はよく分かりました。

中村知事が感染対策とか社会経済活動の両立だのということをおっしゃられたと、ならないとといったようなことをおっしゃいましたが、野外で感染症対策をして花見をするのなら大丈夫だろう、よいだろうと思ひ参加したということではよろしいでしょうか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） はい、今の答弁で申し上げたとおり、状況がコロナの対策と、それから社会経済活動を両立していくという流れの中でのお花見という計画でございました。屋外でもあり、お酒も飲まない、距離もかなり確保するという内容での開催ということでございましたので、感染対策上は問題ないと考え、出席をさせていただいたものです。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 私がこの質問をするのは、多くの町民がいろいろなことを我慢し、また役場の職員がまだまだワクチン接種に追われ、今後どのような感染対策の事業をするか考えていた時期だと思います。4月2日といえば、歓送迎会等があつて、皆さん自粛していた時期だと思います。

その感染症対策の指揮を執るべき松前町のトップの岡本町長が何をしていたかを明らかにするために質問しております。町長、防災無線でこの4月2日頃原稿を覚えていると思うんで、それをもし構わなければ言っていたらいい。もし覚えていないんなら私が言いますが、できたら町長からそのときの放送の内容をお願いします。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） お花見について、この開催の注意事項を申し上げておつたと思います。身近な人と長時間にならないような形でやってくださいというような内容であつたように記憶しておりますが、お花見をするなということではございませんでした。

先ほど申し上げましたように、町長がこの時期に慎まないかん、皆さんが我慢しているときにおまえが行ったのが悪いと、こういうお話でございますけれども、いわゆる社会の流れの中で少しずつ方向が変わってきて、もうまあコロナ対策をしっかりとしながら社会経済活動もやっていきましょうよという流れになっていく中で、ある意味、私が地域の活動に参加することで、地域の皆さんが、もうこれからは感染対策をしっかりとしながら活動もやっていいんだというアナウンスにもなるんだろうという、そういう思いもあって出席させていただいたということでもあります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 私も、午後1時になったら町長の防災無線をよう聞きよりました。岡本町長が言った原稿、読ませていただきます。桜の咲く季節になりましたが、お花見は日頃会っている身近な方と実施し、大人数、長時間を避け、食事中以外はマスクを着用し大声を出すことは控えるなど、感染防止対策を徹底するようお願いするという発言だと思いますが、町長、間違いないですね。

4月2日に参加した花見は、日頃会っている身近な方でしょうか。というお花見でしたかということよね。日頃会っている身近な方のお花見でしたか。また、大人数、長時間を避けと言っていたが、30人近くおったというお話ですが、これは大人数ではないということでしょうか。

以前、4月初め頃には、役場の職員に対して会食などについては20人を上限とすることと通知しているというふうには伺っておりました。町長が参加したこの花見の会は30人近くおいでだと。ちょっと町長としては軽率な行動ではなかったかと私は思いますが、その点、町長、言ったこととしておることが矛盾しとると思うんですが、どうでしょう。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 人数につきましては、そんなにおったかなという感じで、あんまりしかと人数までは確認をしておりますが、地域の皆さんは日頃からお会いしている方だろうと思いますし、役員の皆さんだっただと思いますので、私がちょっとそんなには会っていないので、マスクはしっかりと感染対策をします。つまり、感染対策をしっかりとしながら行事をやりましょうという流れの中での話ですので、私はそのときの判断は間違っていないというふうに確信をしております。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） いろいろ聞きましたが、結論として町長は、私の行動は何も防災無線で放送したと矛盾はしていない、何ら自分の行動は正当であったと堂々と言えるんですね、それでよろしいですね。

（町長岡本 靖「よろしいです」の声あり）

はい。

それでは、危機管理課長、この町長の防災無線の原稿、今読みましたよね。このものと花見に町長が出席したこの関連で、あなたは担当課長として何ら問題がないと考えますか。町長は何ら問題はないというのは、そりゃあ断りをするのが嫌やから謝罪もせんでしょ。だけど、担当課長としてあなたが言うのが大事なんです。町長やないあなたは役場でずっと定年までおるんですから、方向性を変えたらいかんのですよ。あなたの考えを、正直なところを言ってください。

○議長（加藤博徳） 金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子貴徳） 県のほうもプレスのほうで花見の注意事項というものを公表しております。この注意事項について守られている範囲内での参加というふうに私のほうも認識をしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） ほたら、課長は問題ないという答弁とみなしますがよろしいですね。

○議長（加藤博徳） 金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子貴徳） はい、そのとおりでございます。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 私は、最低イエローカードやと思います。レッドカードとは言いませんが、松前町の危機管理のトップですよ、トップの人間が、どうであれ皆さんが我慢しとる時期に団体のとこへ行って、酒は飲まんだからいいじゃろうということではない。お酒であろうがお茶であろうが1時間以内やったと、だと思いますが、そういうことは町長、やっぱり松前町のトップですよ、もうちょっと自粛していただきたい。今後もあることやからもう言いませんけど、腹の中ではちいと反省してもらわないかんのですけど、言葉で反省の弁を述べとは言いませんけれど、町民は見とんです。町長は、3年前に無投票で当選したんでしょ、みんながもろ手を挙げて賛成して当選したんですよ。その重みを持って、もうちょっと行動は気をつけていただきたい。その点、一つ言っておきます。

それでは、次の質問に。

成人式について。成人式の今後の予定は。

昨年12月と今年1月の成人式については、新型コロナウイルスの再拡大が心配される逼迫した状況の中、教育委員会職員の頑張りで無事開催することができたことはとてもうれしく思います。御苦労さまでございました。

法律的には成人となる18歳、19歳の方に対する成人式の在り方について、当然見直しを

計画されていると思うが、対象となる若者やその御両親からの問合せがくるようになると考えます。今後の方針なり、見直しスケジュール等あれば、早い時期に広報していただくようお願いを、教えてもいただきたい。

1月の成人式の式典終了後、コロナが再拡大していた最中であった当時、密になり感染することを心配した開催担当者が盛んに帰宅を促すものの、久しぶりの友人との再会の場が盛り上がり、新成人たちがなかなか帰らないことで式典会場前の広場が混乱し、町長自らハンドマイクで帰宅を促す状況となり、その中で問題があったとの意見が町民からあった。当時、会場前はどのような状況であり、職員は收拾のためどのような対応をしたのかお聞かせ願いたい。

1回目の質問は以上です。

○議長（加藤博徳） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 成人式について、お答えします。

令和4年4月1日の民法の改正により、成年年齢が18歳に引き下げられましたが、松前町において実施する成人を祝う式典は、従来どおり二十歳を迎える学年の方を対象として、1月の成人の日を含む3連休中に実施することは、既に議員全員協議会で御報告させていただいたとおりです。

また、式典に備えた今後のスケジュールも従来と同じで、7月に式典実行委員会の委員を募集し、8月から10月にかけて月2回のペースで式典実行委員会を開催して、式典の内容を決定し、11月上旬頃に参加対象者に式典開催の案内をする予定です。

しかし、式典の名称については、従来の成人式という名称は変更する必要があると考えています。式典の新名称については、近い将来に式典の対象者となる中学生、高校生や式典実行委員会、教育委員会等、各方面からの意見を聞いた上で9月頃に決定したいと考えています。

次に、令和4年1月に実施した成人式については、開催の直前に県内においてオミクロン株による感染者が急増し、開催の3日ほど前に県知事から式典の開催の見直しを検討するように要請がありましたが、新成人にとっては一生に一度のイベントであり、何とか実施してあげたいという思いから、実施内容を一部変更して時間短縮を行うなど、最大限の感染対策を講じた上で実施することとし、新成人で構成する実行委員会に対しても、感染拡大防止対策を徹底するよう十分な注意喚起をし、密を発生させないことに細心の注意を払って臨みました。

しかしながら、式典そのものは円滑に開催できたものの、式典終了後、密になることを避けるため、場内放送により会場敷地からの速やかな帰宅を喚起していたにもかかわらず、体育館前の広場には旧友との再会で話の花が咲いたり記念撮影をしたりする大勢の新成人が滞留し、密の状態となってしまいました。

このため、複数の職員がハンドマイクを利用したり身ぶり手ぶりをしたりして早く帰宅するよう呼びかけましたが、一部の新成人たちは全く言うことを聞かず、町長も自らハンドマイクを持ち、分別ある成人の行動を取るよう促し続けましたが、残念ながらなかなか応じてもらえず、体育館前の広場では感染リスクの高い状況が約1時間継続しました。

新成人が感染しないよう必死に呼びかけ続けたにもかかわらず、全く言うことを聞かない新成人に対しては、非常に憤りを感じるとともに残念に思いました。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 今後の成人式の方針などについては、三原課長から報告があったのでよく分かりました。

今後よい成人式が開催されますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、併せて、参加する成人の皆さんは準備もあると思いますので、詳細が決まったら早めに周知していただくようお願いをしておきます。

さて、今年の1月に開催された成人式の質問については、事前に社会教育課長の三原課長に事情を聞きに行ったのに、そのときとは大分態度が変わっているように感じました。どうしてでしょう。そのとき、言うことを聞かない一部の新成人に対し非常に憤りを感じ残念に思っていた、そういう様子はなかったが、そもそもあんまり覚えてない様子であったと思うが、この質問は役場職員を責めているわけではありません。私たち町民は、町長がどういう人なのか、ふだん分かりません。それで、みんなに知っていただくためにあえて質問しているので、前もって言うておきます。

では、お聞きします。

一部の全く言うことを聞かない新成人に対し、町長自ら成人式の日には似つかわない不適切な発言があったと聞いたが、本当でしょうか。三原課長は正直に言いました。独り言だと言われても、今はツイッターやつぶやいているだけでも炎上するような時代です。説明してもらいたい。また、分別のある成人の行動を取るようハンドマイクを使って呼びかけたとのことですが、自分の発言は分別のある成人の行動であったのか、併せて町長にお伺いいたします。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） おっしゃっておられるのは、成人式が終わった後、皆さんが帰らない、新成人の皆さんの一部が帰らないということいろいろあったわけですが、その中で私が少し独り言をつぶやいたわけですが、そのことについてのお話だろうと思います。

先ほど社会教育課長から答弁がありましたように、なかなか新成人の方が会場前にたむろをして、かなりの密な状態になっているということがございました。なかなか職員が呼

びかけても解散をしないという中で、私もハンドマイクを取って成人の皆さんに、先ほど社会教育課長が申し上げたとおり、新成人になったんだから成人の分別を持って、今回は感染しないように解散して早く家に帰ってくださいと、こういうことをかなり長い時間呼びかけをいたしました。しかし、なかなか言うことを聞いてくれなくて、その状態が続いたわけであります。

途中で職員から、後は自分たちで呼びかけをするので、町長は帰ってくださいという申出がありましたので、じゃあ後は頼むよということで、私と社会教育課長と2人で体育館前の広場から退去して、庁舎のほうへ向いて歩いて帰ったわけですがけれども、ちょうど体育館前の広場から出て駐車場のところぐらいまで行ったところで、そのときには一部の新成人の方が本当に言うことを聞いてくれなくて、私自身相当いら立っておりましたし、やりきれない気持ちもありました。

そんな中で、歩きながら、そんなにうつって死にたいのなら勝手に死んだらええわい、もう知らんと、こういう独り言を申し上げたことは記憶をしております。先ほど議員は若い新成人に対して言ったと、こういうお話をされましたけれども、誰かに向けて言ったわけではなく、やり場のないいら立ち、やり場のないやりきれなさ、憤りから、思わず口をついた独り言であります。独り言ですので、言葉は整っておりませんし、まさに言葉そのものは非常に不適切で過激だというふうに思います。しかし、何回も言いますが、これは独り言であります。

趣旨としては、もうどうなっても知らん、好きにせいと、こういう趣旨の発言というふうに私は思っておりますが、決して新成人が死ぬことを望むとか、そういう意味ではなくて、もう言うことを聞かんのやったら勝手にせいと、勝手にうつたらええわいと、こういう趣旨の発言というふうに、腹立ちの中、いら立ちの中で言った言葉でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

ただ、周りはそんなに人はいるとは思ってない、隣に社会教育課長はおりましたが、周りに人はおりませんでしたので、まさか誰かに聞こえたとは思いませんでしたけれども、議員のお話のようにその声が聞こえた方がおいでて、それによって不愉快な気持ちになったということであれば、これは私がうかつでした。その人に対して、不愉快な気持ちにさせたことに対しましては、心からおわびを申し上げたいと思っております。申し訳ございませんでした。

というような事情でございますので、独り言は、私も人間でございますので、いら立ったときにはそういう悪態もつくこともございます。その辺のところは御理解をいただいたらと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 町長と私の間ではそのぐらいで納得しますよ。ですが、新成人、一生で一番思い出になる、記念写真を撮ったり、久しぶりに会った人といろんな話をしたり、写真を撮ったり、メール交換したり、いろいろする、これはもういつの時代もそうなんです、成人式というたら。私も成人式に参加したことがありますけど、町長が挨拶しようても、もうじっとしとる、半分以上の人は聞いていただいても、3分の1ぐらいの人はやっぱりいるんです、いつの時代にも。

ですが、先ほど言うたように、町長、つぶやきであろうが独り言であろうが、今はツイッターでつぶやいただけで炎上する時代です。私の耳へ聞こえてきたということは、町長、誰かが聞いていたんです。そうじゃなかったら私の耳へ入るわけない。それも半年前のことです。それが回り回って私の耳に入り、議員ですから当然確認もせにやいかん、そうでしょ。

私が聞いたんは、先ほど町長が言われたんとちょっとニュアンスが違うんです。ここで言いましょうか、言わんほうがいいですか、私はなるべく松前町の恥やから言いたくないんですが。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 私は、申し上げたのは、これは本当に全てそのままを申し上げました。一緒におったのは社会教育課長ですから、社会教育課長もそのことは知っているとありますが、先ほど言いましたように、周りに私は人がおるとは思わなかってつぶやきをしたわけでありまして、議員がおっしゃるツイッターで炎上したりというのは、これは社会に対して公表してる発言でありますから、当然炎上したり批判されたりして当たり前です。私は、単に自分の心の叫びがその場で出ただけであって公表したわけではない、たまたま聞いておられた方がおいでたということであれば、それは申し訳ないと思いますので、議員がその方を御存じであるならば、知っている限り集めていただければ、その場で心から頭を下げて、不愉快な思いをさせたことに対して謝罪をさせていただきますので、どうぞ皆さんを集めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 町長、そんなに開き直る必要ないんですよ。もうそこまで言うんなら言いますよ、ここで。あなたが言われたことが、自分に都合のええような言葉で表しとるけれど、私が聞いたそのままの言葉を言います。

おまえら、コロナにかかって死ねという言葉を書きました。それは間違いないですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 死ねなんかとは言ってないです。自分らがうつりたかったらうつって死んだらええわいとは言いました。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 言った言わんの話になると思うんだけど、私は町民の代表で議員バッジをつけとるんです。そらあ尾ひれがついて話が大きくなったかもしれません。しかし、その内容は僕も確認しました。そういうことを三原課長も私に言いましたよね、町長は私が言ったのを認めましたと。そういうことですよ、町長。課長は認めたんです。それをここでどうこう言うのはおかしい。集めて私が謝罪します、そんな問題じゃないでしょうが。言ったことには間違いはないんです。そのことをもっと重みを持ってください。

（町長岡本 靖「議長」の声あり）

町長ですよ、あなたは。もうちょっと考えてもらわないかん。まだ言いたいことあるんですか、もうないんだったらやめますよ。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） さっきから申し上げましたが、独り言なんです。たまたま聞こえたのが、私が周りをきちっと見なかったのがうかつだったのですけれども、独り言なんです。腹立ち紛れの独り言なんです。誰に向かって言ったわけでもない、新成人に向かって言ったわけでもない。

三原課長が町長が認めたと言いましたよっていっておっしゃいますけれども、三原課長が議員からそういう話があったっていう話を聞いたときに、私は独り言で言うたよって言って認めました。だから、議員が質問されるんやったらいいですよ、そのままちゃんと答弁しますからというふうに三原課長に申し上げました。何でしたら三原課長に質問してみてください。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） いや、三原課長は別に町長室へ行って町長の話聞いてきて報告を受けたら言いよるだけであって、その内容が町長は自分を少しでもかばうような言い方しとる。私が聞いたものをそのまま言ったんだけど、町長が言いよることと私が言いよることが若干ずれとる。

だけど、何遍も言います。役場の職員の間が言うたんと違うんです。一番トップの間が言うたことは、飲んでおろうが飲んでなかろうが、どこであろうが、誰が聞いとるか聞いてなかろうが責任はあるんです。そこを自覚してください。それだけです。

次の質問に移ります。

3番目の義農大賞の検証についてをお聞きします。

多額の経費と労力をつぎ込まれたが、事業成果はどのように分析しているのか。表彰式で披露された能舞台装置が思っていたより立派でありました。多額の費用が発生したのだらうと以前から気になっておりました。予算案の説明で概要はお聞きしましたが、全体的な認識ができていなかったと反省をしております。

義農大賞に関する事業に要したであろう経費の詳細を教えてください、その上で事業に要した費用がそれに相当する効果を生んでいるか、自分なりに分析したいと思いますので、御回答をお願いいたします。

1つは、義農大賞特設サイト構築費、次に広告宣伝料、次に審査に要した委員会運営費など、受賞者の活動に密着した映像作品の制作費、次に表彰式開催経費、舞台装置等設置費、表彰運営費、広告宣伝費、参加者の出演料、また作兵衛翁を顕彰することで松前町の全国的な知名度の向上を図るのを意図されていたと思うが、表彰式を終えて全国的に反応はどうであったのか、具体的にどのような事業効果があったのかをお答え願いたい。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、義農大賞の検証についての御質問のうち、まず義農大賞の費用についてお答えします。

義農大賞事業は2か年度にわたる事業でしたので、令和3年度と令和4年度に分けて事業に要した費用を御説明します。

令和3年度においては、義農大賞の募集と審査、受賞者の活動に密着した動画の制作、義農大賞表彰式の開催準備を行いました。まず、募集と審査については、特設サイト構築運営管理に115万5,000円、テレビCM、ラジオCM、ポスター制作費、SNS開設運用費などの情報発信費用に291万円、審査委員会の運営費に118万6,000円の合計525万1,000円を要しました。

次に、動画制作については、大賞に2件選ばれましたので、2作品分の制作に288万8,000円、表彰式の開催準備としてチラシや入場券の制作のほか、テレビCMなどの情報発信費用に53万8,000円を要しました。

以上を合計し、令和3年度の事業費の総額は867万7,000円でした。

令和4年度においては、表彰式の開催に係る経費のみであり、会場設営、表彰式運営などに332万円、テレビCM、ラジオCMなどの情報発信費用に66万円、新作能「義農」の公演は出演料、旅費も含めて352万円を要しました。

なお、新作能「義農」で使用した能舞台設備につきましては、文化センターの既存の舞台備品と、令和3年度に指定管理者が自主事業を実施するために整備した舞台備品を組み合わせ設営しましたので、今回の義農大賞事業では費用はかかっていません。

また、表彰式の参加者の出演料は、旅費を含め117万1,000円です。

以上を合計し、令和4年度の事業費の総額は750万円でした。

次に、事業の効果については、6月8日現在、特設サイトへのアクセス数が1万1,110件、ツイッターの閲覧回数が1万593件、ユーチューブの動画再生回数が3万6,760回であり、様々なメディアを活用して積極的に情報発信を行ったことで、これまで義農作兵衛や松前町のことを知らなかった多くの人に情報が届きました。

また、募集に対し165件の応募があったことで、応募した個人、団体の関係者の皆様にも、当事業を通じて義農精神と本町のことを知っていただくことができました。

さらに、表彰式開催後には、大賞に選ばれた静岡県のNPO法人ゆめ・まち・ねっとから、大賞を受賞したことが地元紙の静岡新聞で大きく取り上げられたと報告があり、自分たちの活動にスポットが当たったことで多くの人に自分たちのことを知ってもらえた、今後も義農さんのように地域と地域の子どもたちのために活動を続けると喜びのメッセージが届いたほか、どんぐり王国からは、お礼とともに、義農精神を持って受賞に恥じない活動を続けていきたいとの手紙が届くとともに、受賞について会報に掲載し、会員に周知した旨の報告がありました。受賞者が活動するそれぞれの地域で義農精神が広まり、思いやりの輪が広がっていることを感じました。

このほか、愛媛CATVのイベントチャンネルで表彰式の模様が繰り返し放送されており、これにより、より多くの皆さんに本町と義農作兵衛のことを知っていただくことができるのではないかと期待しています。

このように、募集段階から様々なメディアを活用して積極的な情報発信を行い、全国の様々な地域で義農精神を体現する活動をしている個人、団体の方の注目を集めることで、本町と義農作兵衛を知ってもらうきっかけをつくり、またその活動の功績が顕著なものを表彰することで、当事業の目的である義農作兵衛の顕彰と町の知名度向上に一定の効果があつたと考えています。

さらに、6月7日にこの義農大賞と、伝統行事として長年続けてきた義農祭が、第36回愛媛経済同友会、美しいまちづくり賞に選ばれました。この賞は、豊かな愛媛をさらに活力と潤いのあるまちにするために貢献している活動や、個性あふれる魅力的なまちにするための活動を行っている団体や地方自治体に贈られるものです。

本町の取組が外部からも認められたことを大変うれしく思うとともに、今回の受賞により、愛媛経済同友会に所属する603人の企業経営者を通じ、その社員や家族に義農精神が広まっていくのではないかと思います。

表彰式当日の来場者数は242人で、一般来場者にはアンケート調査を実施しました。アンケート中の、次回も参加したいかとの問いに対しては、9割以上の方が参加したいと回答し、来場した皆様に非常に満足していただくことができました。

また、表彰式に招待していた町内の小中学生からは、受賞した人の活動を見て、自分たちでもできることから始めようと思った、ふだん見ることができない日本の伝統芸能の能を生で見ることができてよかったなどの声が聞かれました。

以上のことから、来場した皆様の表彰式に対する満足度が非常に高く、実施する価値のあるイベントであったと考えています。

なお、アンケートは一般来場者186人に配布して136枚回収し、回収率は73.12%でし

た。

今後は、第2回の開催に向け、事業を振り返り、さらなる成長に向けた改善、改良に取り組むたいと考えています。

引き続き、義農精神の息づく町として、義農精神を町内外に発信し、当事業を通じて、本町発の思いやりのある社会づくりを推進してまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） いろんな詳細について丁寧に説明をいただきまして、よく分かりました。

事業効果については以前説明してもらったので、定量的な結果が図れないことは承知しておりますが、この程度で、この説明で構いません。多少は知名度が向上したということであるんでしょう。

それでは、何点か再質問を行います。

すばらしい表彰式で、大賞受賞者の活動や映像作品には、大変内容には感動しました。

ところが、アグネス・チャン氏の講演が終わった時点で、その終わった時点ですよ、たくさんの方が帰られました。能が始まったときに後ろを見てみますと、250人ほどいた来客者が100人ほどになっておりました。これをどう考えたらいいか、町長。

また、北伊予の保護者から義農大賞表彰式への招待があったと聞いています。議員からも子どもを参加させたらどうだという熱い熱意ある声があったので、されたんだと思います。子どもたちは何人募集して、結局何人来ていただいたのかな。

もう一点、これは大事なんです。能の踊りの後、おたさんの狂言があったと思うんですよね、町長。私の目から見たら、大変お瀧姫には失礼な表現があったと思う。誤った認識があっちはいけないので、どういう内容だったのか、町長はもう役員にもなつとるんで、分かる範囲でおたさんの最後の20分ほどの中身について私の誤解を解いていただきたい、説明をしていただきたい。

まず3点、お答えをいただきたい。

（町長岡本 靖「ちょっと質問をさせてください」の声あり）

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） まず、今の狂言のことですが、議員がどういう誤解をされ、どういうふうに思っておられるかを先に言っていただけますか。何が誤解なのか分かりませんので。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） いや、最初の能は、そらあ古い文化芸能ですから堪能させていただきました。ただ、言葉が分かりませんでした。

私が言うのは、町長、最後のお瀧姫の演出、20分ほどの分の中身を、ストーリーを町長なら分かるとるだろうなと思うて聞いたんです。そのお答えをしていただきたいということです。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 先ほど狂言の内容が不適切だというような言い方をされたので、その部分を説明せえというお話でしたので、どういう点が不適切だというふうに思ったか教えてください。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 先言いましょうわい。お瀧姫の、僕は最後まで見ておったんですが、男性の方が女性の方に着物で顔を隠しとったんを上げたわけです、顔を見せてほしいと。ほたら、おたふくの面をかぶとったん、ほたら男はよよよと倒れて、その後、終わったぐらいです。これは、我々凡人が見たら差別でしょう。美人か美人でないかの判断をしたように取れるんです。分かりました、素人の考えですよ。ほやから、町長は会員で役員にもなるとる能のほうの専門家やから、私の認識が間違とったらいかんから答えをくださいと、教えてくださいというんです。

（町長岡本 靖「分かりました」の声あり）

分かりましたか。

（町長岡本 靖「あとで口頭でいいですか。先に先の答弁を」
の声あり）

○議長（加藤博徳） 友田総務課長。

○総務課長（友田秀樹） 子どもらの出席人数について御報告いたします。

子どもの出席は、当日8名でした。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 何人募集して何人来たかを聞いております。

○議長（加藤博徳） 友田総務課長。

○総務課長（友田秀樹） 案内をかけたのは10名、出席者が8名となっております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） あとの答弁……。

○議長（加藤博徳） 続けて回答いただけますか。2番目。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） まず、子どもの人数の点をちょっと少し補足させていただきますが、私どもとしてはたくさん子どもたちに来てほしいということで、学校のほうに席を

空けるから来てくださいということで投げかけをしたんですけれども、残念ながら土曜日の開催になったものですから、学校行事として先生が引率して来るという形にならないということでありまして、学校では生徒さんに呼びかけていただいて、父兄の方が連れてこられる、保護者の方が連れてこられる子どもさんに限った話になってしまった結果として、10名の方が来ていただけということになって、その方々に入場券をお送りしたと、こういう事情がございます。

もう一つ、表彰式が終わった後、皆さんが帰られたというようなお話でございます。これは私も帰られる方が何人かおいでた、かなりの人数の方がおいでたということは承知しております。非常に残念に思いました。

ただ、今回の表彰式はちょっと欲張り過ぎまして、開催から終了まで4時間半と、こういう長丁場になってしまいました。この機会にお能をつくりたいというのがあって、ちょっと無理をした部分も実はございます。でも、お能は立派なもののできたので、本当はぜひ見ていただきたいかったんですけれども、帰ってしまった方にとっては惜しいことをしたんじゃないかなとかえって私は思っておりますし、見た方からは非常に素晴らしいお能だったということをお願いしておりますので。

ただ、次回からはこの4時間半はやっぱ長過ぎるということで、開催方法を少し考えなければいけないなというふうに反省をしているところでございます。

それから、最後の狂言の点ですけれども、多分、議員は勘違いされているんだろうと思うんですけど、あの狂言はお瀧姫さんが踊りを踊ったりウリを売ったりして、よく売れたという場面があって、そのときに男が見てましたね。あの男がお瀧姫に懸想をしているわけです。

(14番伊賀上明治議員「うん」の声あり)

懸想、恋心を抱いて嫁にしようというふうにとくらんだ。そのときに、お瀧姫はそれは嫌だったわけで、だから連れれの娘たちが帰るときに、あの男が赤い顔してずっと見てあなたに懸想してますよと、だから何とかいい方法で振りなさいよと言い置いて去ったんです。なら、お瀧姫は奥の舞台のところでこないしてたでしょ、あれお面つけてたんです。自分の素顔を隠すためにお面をつけて男と接して、いわゆる自分の顔じゃないお面をつけたやつをさらして、男がびっくりして撃退したと、こういうお話なんです。

お瀧姫が不細工だとか美人じゃないとかという話ではなくて、男を撃退するためにお面をつけて対応して、男はそれを見てたまげて逃げたと、こういうお話ですので、御理解いただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 僕の思っったんと逆の方向でしたね。だけど、見ている人が分かるような演出をしていただきたいんで、ああいう表現はもう次には取り入れんよう

にしてくださいや。あれは誤解を招く、町長。何ぼ文化芸能でも、分かっとなる人は分かっとなるけれど、我々凡人はあれを見たら、ちょっと逆の取り方しますよ。本人が断ってもらうためにおたふくの面をかぶったじゃというのは分からななだです。あの顔を、皆さん面をかぶったんで、演出する人大方の人が面をかぶっていて、おたふくでその顔を見て判断されたんじゃなというふうに逆に思いました。ほやけん、あれは誤解を招く。ああいうようなものは、せっかくその前の義農作兵衛さんの演出がすばらしかったのに、あれはちょっとマイナスな誤解を招くようなことであつたと思います。それは私の考えで言っときます。

町長、アグネス・チャンの講演が終わった時点で半分になったということは、能に関心がない人が入られた、アグネス・チャンをただ見に来た人がたくさんいたと。248人の中で半分近く帰られたということは、能を目的じゃなしにアグネス・チャンの講演を、アグネス・チャンの顔を見に来たというふうに判断しますが、町長、どう捉えますか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 長かったのも、最後まで見るのがなかなかお疲れになったこともありましようし、後ろのほうは行事とか自分の用事があつたこともあるかもしれませんが、一概に能が嫌やつたということではないと思つてます。ただ、長かったのが問題だらうなあというふうに感じております。見ていただいたらすばらしい能であることは分かつたはずなので、いろいろ御事情で帰られた方は残念されたんだらうなあ、CATVで流れてますので、ぜひ見ていただきたいと思つています。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） これもまた私らの感覚と町長の感覚と違いますね。やっぱり協会の関係者でもある町長やから、そういうふうになんか言わざるを得んでしよう。私らから見たら、義農大賞の祭典で表彰式する、あ、アグネス・チャンが来ると、アグネス・チャンの講演があるということで、アグネス・チャンを見に来た人が大半じゃつたと、時間に余裕がある人が能の踊りを見られたと。何人いるんですか、能に興味があつたり興味があつたり、あれを見たいなというのはあの中に何人おいでた。私ちょっと再質問を考えとつたんやけど、ちょうどええ機会ですから……。

（町長岡本 靖「議長、議長」の声あり）

○議長（加藤博徳） ちょっと待つてください。

（町長岡本 靖「待つてください」の声あり）

○14番（伊賀上明治議員） かまん。

（町長岡本 靖「どうぞ」の声あり）

能舞台のことも聞きたかつたんですが、関連しとるんで、先にこの件を聞きましょう。

今度、町長、広報に載つておりましたね、松前能が。だから、あの舞台をまた有効に使

っていただけるということで、これはいいんです。

ただ、この松前能は4,000円ですよ、入場券が。4,000円。私は、能がどれだけの、皆さん有料で入る人はどれぐらい払っているのか分かりません。この間、愛媛新聞にも薪能というのかね、夜、まきをたいて、ほて踊りをしとるとこが写真に出ました、愛媛新聞でも。この義農大賞の能の踊り、350万円出ておりますよね。これは町長の揚げ足取るわけでも何でもない、皮肉言うわけでもないんだけど、350万円というたら、4,000円であの席を満席にして700人でしょ。280万円にしかならんのです。これ、元を取れるのかなと要らん心配しよるんです。

350万円払うて、先ほど言うたように248人の半分にしても120人ほど、1人2万8,000円ですよ。1人がその能を見るための、町税ですよ、町税を使って2万8,000円かかっとなんです。この税金の使い方、私はちょっと納得できんね。350万円というのは、京都の先生にお願いしてあれだけ立派な能をするんだからたくさんかかるやろうなと自覚しとったけれど、これを見た瞬間に、いかに350万円は高いのかなと。まだ町長は安うしてもろうたと思うとるでしょう。ほやけど、これ見たときに、素人考えの人間は350万円を4,000円でしょうと思うたら875人入らなんたら、松前文化センターの利益が上がらんのです。これは、ほやから120人で4,000円いうたら80万円です、4,000円で見るとあれば。松前町の税金ですよ、この350万円。ちょっと今後は考えてもらわないかん。

それと、これもちょっと町長がかつかするかもしれませんが、あるところから資料をいただいたんですが、私自身が力を入れていた義農大賞の表彰式を実施した、イメージしていた以上の出来栄で、町民の皆様からお褒めや感動したと連絡をもらっている、今後継続していくことの必要性を改めて実感した、次回は令和5年度に募集して令和6年度に表彰式を実施する、これ決まっとるんですか。予算も何も通ってないのにこんなことを町長、書いたらいかんでしょうが。したいとか、何で最後をぼやさんのですか。何でも町長が言うたらできるんですか。

言葉尻を取るようですけど、やっぱりそこらを町長、文章に書くんならそういう書き方をしてくださいや。結果は同じでも中身ですよ。やっぱり文章を書くときにはそういう書き方をしていただかなんたら誤解を招きます。その点、どう思いますか。

(「どうしてですか」の声あり)

いや、ほやけん改めるんか改めんのか聞きよんですよ。

○議長(加藤博徳) 岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) ちょっと新作能「義農」の値段が高いというお話でございますが、高い安いはいろいろありますけれども、松前能は4,000円で済んでるという話も私は十分承知してないので、比較にはならないんですが、ただ今回の新作能「義農」は、制作をお願いして新しくつくり、かつ練習をし、初めてやるお能なので、そのあたりの分も多分先

生方のほうから南海放送に上乘せされてきてるということは考えられますので、次回やる場合にはもう少し安くなるということは予想されるし、我々も値切っていきたいというふうに思っております。

先ほどの、実施するというのはおかしいじゃないかと、おっしゃるとおりでございまして注意をいたしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） ちょっと脇へそれて、また元へ戻ります。

答弁が長かったんで、あまり覚えてないんですが、能舞台は指定管理者のものであるということで理解したんでよろしいですね。誰が答弁したんかね。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 文化センターは町の財産でありますので、指定管理者は管理をしているだけであります。ただ、指定管理者が小規模修繕などはやることになっていきますので、その一環として、実は後ろの鏡板という老松を書いた板がありまして、立派な鏡板ができてると思いますが、これは指定管理者のほうで岡田中学校の校長先生をされとった遠藤先生にお願いをして書いていただいたと、松前能を実施するために事前に書いていただいたというふうに聞いておりまして、出来たからと私も見させていただきましたが、そういう形で自分たちがやるという、新しい事業、松前能をやるという中で、指定管理者が工夫をしながら準備をしたというところがありまして、その分を生かして今回使わせていただいたということになります。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 質問しようかなあと思うたん、先に町長が言われたんで、後のバックの松の絵よね、私が聞いたんは、町長が遠藤先生に10万円で作ってでもろたというふうなことをちょっと聞いたけど、これは私の誤解ですよ。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 私はノータッチでございます。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 私の勘違いでした、訂正します。

先ほどの話の中にまた戻りますが、能舞台、せつかくあるんですよ、あれ立派な。今の能舞台はいつできたんでしょうか。前からあったのは知っております。新しくやり替えたと思うんだけど、いつああいうふうな、いや、私も材木関係しとるんで、あれだけの足踏みをするればかなり床が丈夫なものにしておかななくてはいけないし、大和屋の能舞台なんかは総ヒノキでやっとならんでしょ、かなりごついんです。ほやから、あの音も大事なんですよ、町長、足を下ろす。ほやから、何でもはいかん、コンパネではいかんのです。ヒノキの板とかそういうふうな丈夫なものにしないといけない。かなり金がかかると思

う。あれ、年間どれぐらい頻繁に使われとんですか、それが分かれば。文化センターは誰かな。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） どれぐらい前に整備されたかは分かりませんが、20年ぐらい前に私、松前町の文化センターで鼓を打たせていただいたことがあります、そのときからありますので、相当前からあったんだと思います。文化センターが多分できたときから、能ができるような形での装備として、備品としてそろえておったんじゃないかと思います。

このたびは、ちょっと面をつけて舞う関係で、柱がないと落ちるんです、舞い手が。だから、柱の分をあらかじめ整備をちょっとしたのがあったかもしれません。松前能のためです。我々が出るのはお能じゃない、お面をつけませんから、面をつけませんから普通の素人が出る舞台としては十分だったわけですけども、本当のお能をするとすると面をつけて小っちゃいところから見ないといけませんので、柱が必ず要るんです。お能をすることになって、柱の整備はしたというふうに理解をしています。

下の舞台は、日本舞踊をするような舞台に同じ板を敷いてるだけなんで、前からあったんだと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 観客席から見たら立派な能舞台やと思っただけど、あの柱は短いこれぐらいのが2本あったわいね、これぐらいの柱みたいなのが。あれは新しくしたということですね。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 今回の義農大賞のためではなくて、松前能をするために整備をしていったものだと、お能をするために必要なもんです。

松前能は、実はもっと前にする予定だったんですけども、コロナでできなくなってますので、もっと前に整備はされていると私は理解しております。

（14番伊賀上明治議員「さっき聞いた町長に何回ぐらい」の声あり）

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） いや、答弁漏れ、さっきの町長に。

○議長（加藤博徳） もう一回お願いできますか。

（14番伊賀上明治議員「もう一回、時間は止めて」の声あり）

はい。

○14番（伊賀上明治議員） 先ほど聞いたんは、あの能舞台は立派なと思うたけど、今町長が言われたように大したもんじゃないと。道後の大和屋みたいな立派にしとんかなと思

うたらそうでもないというような、踊りのときに使えるようなものじゃというんであっても、町長が7年たつつかね、町長になって。その間に何回使われましたか、能舞台を。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 私が町長になってからは1回だけです。鏡板ができたときにお披露目をしたときに使ったと思います。

それ以前は、私も2回ぐらい能舞台をつくったやつで出たことがありますし、時々、あと今年の県民文化祭は多分松前町でありますから、能舞台をつくるようになると思います。何年か置きに県民文化祭が回ってきますので、会場として。そのときには使ってると思います。ただ、私が出たのは2回ぐらいですけど、ほかの皆さんが出てることはあるんじゃないかと思えますけれども、そこまで私は十分理解しておりませんが、はい。何回か、何年か置きに県民文化祭で使うということはこれまでであったと思います。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 私が言いたいのは、あまり税金を使った行事は、町民のための税金であればいいですけど、前にもちらっと言うたけど、一部の人のために税金を使われたら困る。そこで、せっかくのあれだけの能舞台が立派なもんだと思っただけで、ちょっと思いは半減したんですけど、有効利用して、先ほど言ったようなこのようなんを、入場料をもらってやっていただきたい。せっかくあれだけの舞台があるんだったら、こういうふうに文化センターを活用して、愛媛県のそのようなんがあれば、僕も今初めて聞きましたけど、そのようなんを取り入れていただいてやっていただいたらと思います。ほたら、税金の、これは税金の無駄遣いやないですから、これは文化センターの運営だから、ぜひこのようなんを増やしていただきたい、回数を増やして、何人入るかは別として、お願いしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 松前能、今回ありますけれども、今の指定管理者の事業計画では、毎年1回定期公演をやっていくというふうに聞いてございますので、これからずっと今の指定管理者が指定管理である以上は、何年か松前能が毎年行われるというふうになります。

実は、今年が第1回になるわけですけども、今度「土蜘蛛」という演目がされますけども、これはお能をあんまりよく知らない方でも非常に楽しめる、立ち回りのある、活劇のある面白いお能ですので、ぜひ議員の皆様にも観劇をいただいたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 私が言いたいのは、要するに料金を払って能を皆さん見に行っていたらいいなと。松前町の税金を今後は使わないでいただきたい。それを言っとき

ます。

最後に、義農大賞の総括ですから、全国的に知名度が上がったわけでもないと思う。最初の目的は半分もしてないんじゃないかなと。その点、町長、松前町の名前を全国に知らしめる、松前町のことを全国に知らしめて効果があるような、最初目的でやられたと思うんだけど、そらあ1回で目的なんか達成できんですよね、町長。ほな、何回もせないかんけど、何回もしてもろうたんじゃ困る。先ほど言うたように、来年予算組んで再来年実施するじゃのということを先に決めてもろうたんじゃ困る、議会が承認せないかんのやから。ほやけど、副町長でええわ。副町長、効果はありましたか。1回目じゃ無理やと思うんじゃけど、正直んとこ半分でも効果があったらええとせないかんのです。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 一般質問の答弁書のとおり、いろいろ全国的には効果はあったと思います。私自身も初めて能を見させていただきました。本当の初めてでした。それで、リハーサルも見て、ああこういうものかと、本番も見て、舞台右側に字幕もあって理解できたと思います。私はこういうふうな新しい取組は大変いいと思いますし、1年で効果が出るもんじゃないと思いますので、これからも毎年文化センターが、指定管理者がする事業も踏まえて、松前町で能を発信していくことが大事だと思います。そうなることで、松前町のPRにはつながると思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） ほやから、PRは当然していただきたい。しかし、町税を使ってはこういうことはしていただきたいくない。町民のために税金を使っていただきたい。能は誰のために、町民のためになりましたか、税金を使って、350万円。そうじゃないでしよ。町長の自分の思い、公約が実現しただけであって、そらあもう予算が議会通つとんやけん何も後で文句言うことはないんですよ、町長がやりたいことをやったんで、議会が承認したんやから構わんのです。

だけど、次は無理ですよ、結果を見とるから。ほやから、そこを十分言うときますし、最後に私はこんな失礼なことは言いたくないんです。岡本町長は県のこの能の組織の役員である、役員である人間が自分とこへ町税を使って能を引っ張ってくるというのは、これは誤解を招きますよ。それだけ言って、終わります。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後0時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

松前町議会議員 藤 岡 緑

6月20日（第3号）

令和4年松前町議会第2回定例会会議録

令和4年6月20日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	住田民章
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	友田秀樹
産業課長	田中俊臣

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	楠田匡志
--------	------

議 会 事 務 局 記
書

德 本 敏 子

令和4年松前町議会第2回定例会

議 事 日 程 表

No. 3

	令和4年6月20日（月）	午前10時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（総務産業建設）	質疑	討論 採決
日程第3	議案第31号 松前町税条例等の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（総務産業建設）	質疑	討論 採決
日程第4	議案第32号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告（総務産業建設）	質疑	討論 採決
日程第5	議案第33号 土地改良事業の施行について		
上程	委員長報告（総務産業建設）	質疑	討論 採決
日程第6	議案第34号 令和4年度松前町一般会計補正予算（第3号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論 採決
日程第7	議案第35号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論 採決
日程第8	議案第36号 令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論 採決
日程第9	議案第37号 令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論 採決
日程第10	議案第38号 令和4年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）		
上程	委員長報告（予算決算）	質疑	討論 採決
日程第11	議案第39号 令和4年度松前町一般会計補正予算（第4号）		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託（予算決算）
	委員長報告（予算決算）	質疑	討論 採決
日程第12	議員派遣の件		
	閉 議		
	町長挨拶		
	閉 会		

○議長（加藤博徳） 本日は議場の時計が故障しておりますので、時間のほうはこちらの事務局よりお知らせをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

午前10時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

11番村井慶太郎議員、12番岡井馨一郎議員、以上、両議員を指名します。

~~~~~

日程第2 議案第30号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第2、議案第30号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る6月7日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第30号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、人事院規則の改正に鑑み、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が令和3年6月9日に公布され、令和4年4月1日施行された。中予の状況を見ると、松前町を除く市町は3月定例会で議決を得て4月1日施行日となっているが、この条例の施行日は7月1日でよいのか。その場合、例えば、改正後の条例第22条に相談体制の整備とあるが、法律があっても、条例が制定されなければ職員には適用できない。相談したくてもできず、職員の権利を3か月間奪うことにはならないのかとの質疑があり、4月1日施行が一番望ましいが、本町は処理の都合上、7月1日となっている。また、3か月間対象者はいなかったため特に問題はないとの答弁がありました。

委員からは、対象者がいなくても迅速に改正し、いつでも適用できるようにすることが望ましいのではないかと意見があり、今後可能な限り迅速な対応を取るようにしたいと

の答弁がありました。

次に、勤務環境の整備に関する措置の、職員に対する研修、相談体制の整備、勤務環境の整備等の具体的なガイドラインはあるのかとの質疑があり、職員に関する研修等は今後行うことを考えている。それ以外の相談体制については既に行っており、新たにつくる予定はないとの答弁がありました。

また、職員に対する育児休業に係る研修とは誰に対する研修なのかとの質疑には、育児休業を取りやすい環境を整備していくという点から、管理職に対し研修を行いたいとの答弁がありました。

委員からは、管理職が改正の内容を理解していなければ相談できない。そこをしっかりと研修してほしいとの意見や、周知というのは対象者だけでなく、全職員に対して行わなければならない。取得を控えさせるようなことは認められないことを全職員に周知徹底し、取得しやすい環境を目指してもらいたいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第31号 松前町税条例等の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第3、議案第31号松前町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る6月7日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第31号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正されることに伴い、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うほか、税負担の公平性の観点から整理合理化を図るため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第32号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第4、議案第32号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る6月7日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第32号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、所要の改正を行うもので

す。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第33号 土地改良事業の施行について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第33号土地改良事業の施行についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る6月7日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第33号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の議案は、土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業の施行について議会の議決を求めるものです。

町営土地改良事業の内容は、東古泉地区かんがい排水事業として、東古泉地区の重要な農業用水の水源である二級河川長尾谷川に設置されている樋ノ口転倒堰の修繕を行い、農業用水を安定的に確保するとともに、維持管理、用水管理に係る労力の軽減を図るもので、事業費は1,200万円の予定です。

また、昌農内地区かんがい排水事業として、昌農内地区の重要な農業用水の水源である

新戸揚水機場の水中ポンプ及び制御盤を更新することにより、農業用水を安定的に確保するとともに、維持管理、用水管理に係る労力の軽減を図るもので、事業費は600万円の予定です。

審査の過程において、この事業は維持管理計画書に基づいた事業なのかとの質疑があり、事業実施の前段で土地改良の事業計画書を策定し、それに基づき事業を実施していくとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第34号 令和4年度松前町一般会計補正予算（第3号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第7 議案第35号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第8 議案第36号 令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第9 議案第37号 令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第10 議案第38号 令和4年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第34号令和4年度松前町一般会計補正予算第3号、

日程第7、議案第35号令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第8、議案第36号令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、日程第9、議案第37号令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号及び日程第10、議案第38号令和4年度松前町水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員藤岡緑議員。

○予算決算常任委員長（藤岡 緑議員） 去る6月7日の本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託されました議案第34号から議案第38号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第34号令和4年度松前町一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ2,731万3,000円を減額し、総額を113億3,550万7,000円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、時間外勤務手当について、職員に負担がかかり過ぎているのではないかと。職員を増やすなど解消する考えはないのかとの質疑があり、時間外の増加はあるべき姿とは言えない。正職員の増等を考えながら可能な限り抑制していきたいとの答弁がありました。

次に、庁舎空調設備改修工事設計委託料は、当初予算に計上せず、なぜ補正になったのかとの質疑があり、当初予算では、設計業務を発注する前に現状調査等を行うための調査委託料を計上していた。調査が終わったため、補正予算で設計業務委託料を計上したとの答弁がありました。

出納局所管については、質疑はありませんでした。

産業建設部所管については、担い手総合支援事業について、昨年に比べ個人が1名減ったが事業費が約450万円増額していることについて質疑があり、毎年、対象者と対象となる機械、設備が変わることにより金額が変わるためであるとの答弁がありました。

委員からは、昨年9月補正予算の委員会の質疑の中で、機械を購入することにより経営改善が図られ、省力化、所得向上を数的に検証すると聞いている。費用対効果と事業評価の検証もしっかり進めてほしいとの意見がありました。

次に、町道西181号線舗装補修工事について、二級河川国近川の堤防を利用した町道の工事であれば、県から補助はないのかとの質疑があり、県の河川用地を無償で借りており、工事費に関し県の補助金という制度はないとの答弁がありました。

次に、町道西74号線歩道設計業務の内容と概算の工事金額について質疑があり、踏切拡幅をするため土川を暗渠構造にする必要がある。伊予鉄道と協議をした結果、土木工事は町が実施し、軌道や電気工事は伊予鉄道に委託することになった。今回は土木工事の詳細設計であり、松前町で実施することになる。工事金額は、設計をしてからの算定にはなるが、1億円程度かかる見込みであるとの答弁がありました。

保健福祉部所管については、保育所費の給料が757万円減額ということは職員が1名減ったのかとの質疑があり、当初予算は1月1日現在の職員数44名で計上し、6月補正予算では人事異動後の職員数42名で計上している。職員が2名減になっており、それに伴う人件費の減であるとの答弁がありました。

委員からは、職員数はしっかり把握しておけば、面談時にこの人数で大丈夫かという質問内容になると思う。担当課として、子どもの数を含め、職員数の把握をしていただきたいとの意見がありました。

次に、コミュニティ対策事業について、まさきーいいとこ見つけ隊町民交流促進事業が人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業として採択されたが、この補助金は来年度以降もあるのかとの質疑があり、今年度から事業名を変えて募集があった。来年度以降も公募はあると思われるとの答弁がありました。

委員からは、観光も含め、まさきーいいとこ見つけ隊は頑張っている。こういう交付金があれば、今後も見つけるようにしてほしいとの意見がありました。

HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン接種について、国から積極的な勧奨を再開する旨の通知があったということだが、全額一般財源である。国から補助はないのかとの質疑があり、現在のところ、補助という形の措置はされていない。ただし、交付税措置で対応してもらえるとこの確認は取っているとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について、補正前の金額は約1億1,508万円だが、当初予算で議決したのは1億1,089万円と金額が合わない理由は何かとの質疑があり、総務課配当の予算である時間外手当418万5,000円が含まれているためとの答弁がありました。

次に、白鶴保育所の工期変更による予算の減額について、開発許可や建築確認が取れず、工期が遅れるとのことだが、設計の段階で分かるのではないのかとの質疑があり、職員は気づかず、設計の段階で2月末に設計士が気づき、開発許可等が必要になることが判明した。当初の予定どおり5月の入札に間に合わせようとしたが、結果的には開発許可に係る県の審査会が5月末の開催となり、入札の時期を変更せざるを得なくなったとの答弁がありました。

委員からは、もう少し綿密な計画を立て、相談をしながらやってほしいとの意見がありました。

次に、教育委員会所管については、岡田中学校技術教棟建具改修工事について、これは松前中学校の技術教棟の建具と同等のものと考えていいのかとの質疑があり、同等であるとの答弁がありました。

次に、これまでに学校施設環境改善交付金を受けた事業はどのようなものがあるのかとの質疑があり、即答ができないため、調査の上、後日お知らせしたいとの答弁がありました。

た。

委員からは、学校施設環境改善交付金の交付を受けるようになっているが、国費を有効に使い、もっと事業を進めてほしいとの意見があり、これからも実施事業について、交付金を有効活用し進めたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第35号令和4年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算の主なものは、歳出については、人事異動に伴う人件費の減額と国民健康保険限度額適用認定等の通知に必要な事務費の増額によるものです。

歳入については、国民健康保険税の税率改正により保険税を増額し、増加相当分を調整するため、繰越金を減額するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第36号令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人件費の見直しにより減額するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第37号令和4年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定の補正をするものです。

初めに、保険課所管分の歳出については、人事異動に伴い人件費を減額するもので、歳入については、人事異動に伴う一般会計繰入金を減額するものです。

次に、福祉課所管分の歳出については、人事異動に伴い地域支援事業に係る給与等を増額するもので、歳入については、地域支援事業に係る給与等の増額に伴う事業費の増により、国、県からの交付金及び町の一般会計からの繰入金を増額するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第38号令和4年度松前町水道事業会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、資本的収入及び支出の予定額から、収入支出それぞれ2億2,400万円を減額するものです。

これは、（仮称）松前町浄水場整備事業において事業工程の見直しにより令和4年度に

予定していた工事内容の一部を令和5年度に実施することから、2億2,400万円の減額補正をするものです。

また、令和5年度から令和7年度までの債務負担行為限度額31億3,000万円を5億7,400万円増額し、37億400万円とするものです。

これは、資材費等の高騰による工事価格の増額分3億5,000万円と、減額補正する2億2,400万円の令和5年度への振替の合計5億7,400万円を増額補正するものです。

審査の過程において、再入札になることについて質疑があり、資材費等の高騰を含めた予算を今般計上し、入札を実施したいとの答弁や、今後のスケジュールを整え、スピード感を持って事業を進めていきたいとの答弁もありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第34号から議案第38号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第34号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第35号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第36号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第37号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第38号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第39号 令和4年度松前町一般会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算）、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第39号令和4年度松前町一般会計補正予算第4号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第39号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の追加議案書5ページをお開きください。

令和4年度松前町一般会計補正予算第4号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ518万3,000円を減額し、総額を113億3,032万4,000円とするものです。

この補正予算は、実行委員会の意見によりまさき町夏祭りの開催会場を従前の会場に変更することに伴い、減額するものです。

内容につきましては、田中産業課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 田中産業課長。

○産業課長（田中俊臣） それでは、議案第39号について補足して説明をいたします。

初めに、歳出について説明いたします。

補正予算の追加議案書、17ページをお開きください。

6款1項1目商工総務費の18節負担金、補助及び交付金の518万3,000円の減額につきましては、今年度、まさき音頭の会場を恋泉通りに変更するために、例年の夏祭り実施費用に追加して計上しておりました電気工事一式や通行止めの看板、それと警備員の増加分、

それとゴールアーチの設置費用などの必要経費につきまして、まさき音頭の会場を元の松前公園に戻すことが実行委員会で決定されましたので、追加して計上していたそれらの経費、費用が不要になることから、あらかじめ減額をするものです。

続いて、歳入について御説明いたします。

同じく追加議案書の16ページにお戻りください。

今回減額する歳出と合わせて財政調整基金繰入金と同額減額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 何点か矛盾がありますので、特に町長にお答えいただければありがたいなと思いますので、いろいろ聞きたいことたくさんあるんですが、3回ということで、3回にまとめて質問します。

まず、この予算は、今年の当初予算の参考資料の97ページにありますが、1,271万7,000円の予算を提案されたと思うんです。増額分だけを削除して、あとの分はそのままですよというのは、これ、議会に提出されて、議会がいろいろ委員会等で議論し、いろいろ懸念事項を言った上で、最終的に前の課長がどうしてもやりたいと、町長の思いが深いんだからやらせてくれということで、議会も、私は反対でしたが、賛成のほうで終わりました。

なぜそうしたかと言えば、まだ実行していないのに、先々こういう懸念事項がある、あれはおかしい、これがおかしいというのでは、議員としては資質に欠けると、一遍やった上で、9月会で懸念事項を実現できていなかったら一般質問しますよということは言っとったと思います。

町長にお聞きします。

本来は、この予算は3月議会で1,200万円近くの予算を可決したわけですから。議会在承認したとるんですよ。ということは、全体が変わったんですよ、今度は。会場も変わる、閉鎖しとった会場に今度戻すと。私は、これは先言っときますが、夏祭りをするのは町長、町民のためにするんですから、私は反対しよるんじゃないんですよ、賛成なんです。しかし、1回計画したものができなかつたということであれば、一遍予算全体を取り下げ、臨時議会等を開いて、最初から計画書を出してやるべき案件やと思うんですが、町長どう思われますか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 予算というのは、議会で議決するのは款と項であります。目、節は執行予算ということで、理事者が自由にできるということになっております。予算は、あ

る事業を行うのの執行額の上限を、執行の見積りとしての上限額を定める、そこまではその事業に使っていいよってというのが予算であると、法律的にですよ、そのように私は認識しております。

したがいまして、夏祭りの予算として1,200万円余りの予算を当初予算で計上していただきました。その予算は、事情変更によって夏祭りのやり方が変わったとしても、1,200万円の予算の範囲であれば、町長の専権事項として変更して実施できるというふうに理解をしてございます。

したがいまして、実は今回の追加補正予算は必要がないんですけども、つまり減額をしなくても、新しい計画、つまり元の会場でやるという事業は町長の専権事項として実施できるんですけども、全員協議会の中で減額をしたほうがいいんじゃないかという御意見をいただきましたので、あらかじめ減額するという方法を採用したということでありまして、1,200万円を議会の議決を得てるから、そのときの説明した事業計画がこうであったのが違うのに変わったから全てを白紙に戻せということは、私は必要ないというふうに考えております。法律上そのとおりに思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 町長はそう言われるでしょう。しかしながら、議会としては、そんな難しいことは私は分からななんですけど、法的なことは町長が言われたんだと思います。合うとんだと思います。しかし、議会としては、議会広報でこういうようなもの出しとるんですよ、委員会付託しましたよと。町民にこういうふうな広報をしているんですよ。

そういう点で、議会も懸念事項を言った中に、何で松前町の土地を閉鎖して、町道やフジさんの土地を借りてまでしなくてはならないかなと、その懸念事項も言いました。今度、封鎖したところで、元の会場でやろうとするのは分かります。しかし、その説明も何にもない。今の1期生は、町長、初めてなんですよ、これ予算。この従来の夏祭りの計画書を見る、多分、今度委員会付託されたらそれが出ると思うんですけど。やっぱりそういうことは丁寧に議会に説明すべきやと。ただ、最初のどこへ変わったよと、前のどこへ変わったよで、町長それでいいんですかね。議会軽視とも取れると思うんですよ。法的には町長の権限があるんだと言われるんで、それまでです。しかし、町長、もうちょっと議会のことも考えていただいて、予算を下ろす、下ろさんは町長の権限です。しかし、私らは、夏祭りは実行したいんですよ。したいんなら、議会にもそれぐらいの配慮があってもしかるべきやと思うんですけど、その点、町長どう思われます。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 少し長くなりますが、夏祭りの会場の件についての経緯についてお

話をさせていただきます。

言うまでもないことですが、町長も議員も、町民の負託を受けて、町民のために仕事をしているというふうに認識をしてございます。したがって、私たちは、何が町民にとってベストなのかを判断基準の中心に置いて、町長、議会が車の両輪となって町政の議論をしていかなければならない、このように思っております。

今回の夏祭りの問題につきましては、これまで松前公園多目的広場で行われておりましたまさき音頭の踊りに関しまして、祭りのたびに、踊りに参加された皆さんから様々な御批判や御意見をいただいております。その内容は、広場でぐるぐる回って踊る方式であるため、先頭に近い連からは、長い間踊っていなければならず疲れる、後ろのほうで出た連からは、せっかく出場したのにすぐ終わってしまう、もっと踊りたかった、そういう意見がありました。また、見ている人たちからは、どこで誰が踊っているか分からない、踊っている人たちからは、皆さんに見てもらえない、そういう訴えもありました。さらに、グラウンドの土ぼこりと汗でどろどろになってしまう、こんな話も聞いてございました。

そのお話を受けて、連を2つに分けて、2班に分けて実施をしたり、やぐらを回らない方式にしたり、様々な改善をして実施をしながら、一方では、町民の皆さんの御要望のような道路でやれないのかとか、エミフルでやれないのかとか、そういうやり方についての検討をしましたが、迂回路がなく道路の通行規制が困難なことや、買物客に支障が出るなどから、そういった検討も実現ができないということが続いておりました。

そんな中、西古泉筒井線という新しい道路ができました。この西古泉筒井線、恋泉通りが完成すれば、新しい道ですからこれまで通っていた道路があるわけですので、迂回路があります。迂回路があれば、交通規制も可能であると考えられます。踊りの場所としては最適ではないかというふうに思いつきまして、道路の完成前から、完成したらここでまさき音頭をやったらいいんじゃないか、そういう話を機会あるごとに発言をしてみました。そういう発言に対しまして、賛同の声は聞かれましたが、反対の意見は聞かれませんでした。

令和4年度予算を検討する段階で、恋泉通りで実施が可能かどうか警察やエミフルと協議を行った結果、実施可能という結論になったことから、町民の皆様の御意見や要望にやっとなんて応えることができるということで、恋泉通りでの実施という令和4年度のまさき音頭事業計画を立てて必要額を当初予算案に計上し、議決もいただいたところであります。

本来ならば、事業内容を変更するんでありますから、事前に夏祭り実行委員会で議論しておくのが筋ではありますが、コロナ禍の中、令和4年度の夏祭りが実施できるかどうか不透明な状況でありましたので、時間を割いてまで夏祭り実行委員会を開催し、事前協議を行って詰めておこうとまでは、そういう考えはありませんでした。

当初予算を検討する段階では、実行委員会との協議ができていないことから、また一

方、恋泉通りでの実施のほうが経費がかかることから、恋泉通りで実施する方向で予算を確保しておかないと、高いほうで確保しておかないと高いほうの事業はできないと、恋泉通りの実施ができなくなるため、先ほど言ったようなこれまでの経緯を踏まえ、町民の皆さんの要望もあることから、恋泉通りで実施できるよう予算措置を行ったものであります。

そんなことで、実行委員会の事前協議がなく、役場のほうの町民の皆さん方の要望を踏まえた予算措置でございましたので、今年度になって実行委員会を開いたときには、役場としては町民の皆さんの要望を踏まえて実施場所を変更したいと考えていること、そして警察やエミフルには一応の了承を得ていること、変更した実施場所で開催することを前提に予算措置もできていること、こうしたことを実行委員会に説明をし、何とか新しい開催場所で実行していただくように協議をお願いしたいと、こういうふうに理解を求めたわけでありまして。

しかしながら、まさき音頭ではなくて、まさき音頭と同時に開催する飲食等の催しの実施が、移転先のフィッタの駐車場で実施することは困難であるというような意見がありました。これは様々な議論をしたんですけれども、どうしてもそれはできないということで、飲食等の催しにつきましては従前どおり松前公園で行わざるを得ないと、こういうことになりました。そうしますと、踊りの場所と飲食等の催しの場所が離れてしまうので、そこらあたりが、さあうまくできるんだろうかという懸念はございました。

そういうことから、踊りの人たちはそういう状況の中でどう考えるんだろうということ、直近の夏祭りの踊り連の皆さんに対しまして、踊る場所についてのどちらがいいかというアンケートを取らせていただきました。その結果、65%の連からは従前のほうがよいという回答があり、35%は変えたい、こういう結果で、従前のほうがよいという回答が多かったという結論となりました。

その全体の実行委員会でのアンケート、それから実行委員会からの御意見を踏まえまして、実行委員会では、従来どおりの場所で開催するというふうに決定されたものであります。

最初に述べましたとおり、町民の皆さんが喜んでくださる祭りにすることが私たちの務めであると認識をしております。祭りの参加者である町民の皆さんが、従前どおりの実施を望んでいる以上、恋泉通りで実施する事業計画で予算措置をしているからといって、その計画を強行することは主権者である町民軽視であり、やってはならないことだと考えております。議員全員協議会で、議会の決定と実行委員会の決定とどちらが上なんだとか、議会の決定どおり実施すべきだとか、そういう発言があったと報告を受けましたが、私は祭りのプレーヤーである町民の皆さんが構成する実行委員会や、祭りの参加者である踊り連の意見を尊重すべきであると考えています。



予算措置した事業計画どおり実施できない責任は、議会に事業計画をお示しした町長の私にあると思っておりますが、実行委員会や踊り連の意見に従って計画を変更して実施することについては、どうぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、議会軽視との発言もございますが、その点につきましては、先ほど申し上げましたように、夏祭りを予算の範囲内でどのように実行、実施するかは町長の専権事項であります。ただ、議員の皆さんに対しては、先ほど説明がないとおっしゃりましたけれども、議員全員協議会において、計画を変更せざるを得なかった経緯を丁寧に説明しているというふうに私は理解をしております。議会軽視とは考えておりません。

以上です。

(「すばらしい」の声あり)

○議長(加藤博徳) 伊賀上明治議員。静かにお願いします。

(「要らんことするな」の声あり)

○14番(伊賀上明治議員) 最後にもう一点だけ。

いろいろ、町長、長々と言われましたが、その中で1つだけ手順が抜けとる。これ、実行委員会、コロナがあるから後になったというお話でしたが、これは実行委員会を開いてから、煮詰めてから、町長、予算組みをすべきであって、後で町が決めたのを実行委員会でやってくれると思ったけどいかんかった、アンケート取ったらいかなのでそういうふうになりました。町民の声を聞いたら、踊り連がああいう方向で、今の現状はよくないから対応してくださいと言うんを取り入れて町長は考えたと思うんだけど、やっぱり実行委員会で協議しなくて予算化した、後で実行委員会でアンケート取ったら反対が多いんで元に戻しました。それは町長、まあ間違うてないんかもしれませんよ、町長が言うように。しかし、我々議会としては、町民の代表としては、すんなりは受け取れません。

やっぱり、実行委員会を……

(11番村井慶太郎議員「議会全体じゃないよ」の声あり)

誰ぞ、今発言したん。

(11番村井慶太郎議員「個人個人、議会の全員が言うたんじゃない」の声あり)

○議長(加藤博徳) 静かにお願いします。

○14番(伊賀上明治議員) 議長、もう出せえや。

○議長(加藤博徳) 静かにお願いします。

○14番(伊賀上明治議員) どこまで言うたか忘れた。

(11番村井慶太郎議員「全員じゃないよ。議会全員じゃないよ」の声あり)

(「ちょっと」の声あり)

それは、今村井議員が言うたように、私のこれは意見ですよ。議会全体の意見でもない。この後委員会開くんで、そこでいろいろ協議すると思うけど、町長にじきに物言えるんは、本会議場じゃないと物が言えません。質問もできません。答えもいただけません。あえてしたわけです。

ただ、1つだけ、実行委員会との協議がなされてなかった、十分になされてなかったというのは、1点あります。

これ、松前町夏祭り実行委員会の規約というのがあります。これに沿ってやっておったんならば、別に問題は出てないと思う。だけど、先ほど町長がいろいろ弁明された中に、実行委員会との打合せが十分整ってなかったということを認められた。だから、これに沿って、実行委員会のこの規約があるんですから、規約に沿って、町長、やっとならなければ、別に問題なかったんですよ。もう済んだことを何回言うても仕方ありませんから、次からは、こういうのを、規約をつくつとんであれば、守ってやってください。どんなでしようか。その答弁だけいただいたら終わります。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 先ほど申し上げましたように、本来であれば、今までやってきた事業計画を変えて来年度やろうということであれば、実行委員会にお諮りをして、本当にそれで変えていいのかどうかということを議論した上で変更するのが筋であろう、これは先ほど答弁申し上げたとおりであります。コロナ禍でありまして、令和4年度の夏祭りが実施ができるかどうか分からない状況の中で、実行委員会はたくさんの委員の皆さんがおいでまして、その方々に、できるかできないか分からないお祭りのために時間を割いていただいて何回も議論をすることが本当に適切なことなんでしょうかということもありません。取りあえずは町の計画として、町民の要望等を踏まえた計画ということは確信を持って言えますので、町民の要望を踏まえた変更案として、町が予算措置をしておくことではないでしょうか。先ほど言いましたように、予算はその額の範囲内であれば町長の専権で実施できるわけでありまして、仮にその額でない形で、もっと安い額で違う形でやるという方向になれば、その高い予算の範囲内で実施が可能でありますので、そういう思いもあって、高くなる予算を確保さえしておけば、予算成立後、実施できるようになった段階で実行委員会と議論をして、調整をした結果として、実行委員会の意見も踏まえ、プレーヤーの方、参加者の意見も踏まえ、実施計画は立てることができる。予算の事業計画は恋泉通りでやる実施計画で立てたんですけども、その予算を踏まえて、実行計画は実行委員会で立てて、実際にはそれでやるということであれば、決して実行委員会の権限を侵すことにはならないというふうに考えて、殊さら開催が決まっていない不透明な段階の秋口にわざわざ集まっていただいて議論をする必要はないと、このように考えたわけでありまして。どうぞ御理解いただきたいと思っております。

(14番伊賀上明治議員「議長、答弁漏れ。この規約について、今後、規約を尊重していただけるかどうかだけ、返事だけいただきたい」の声あり)

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 本来ならば筋でありますと申し上げました。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上議員の……

(14番伊賀上明治議員「もう3回やからできへんね」の声あり)

質問を終わります。

(14番伊賀上明治議員「質問したあとこの規約を、規約があるんやから、町長。規約は見とると思うんで、町長がこれつくったんやと思うんだけど、規約を尊重するという事だけ言っていたら何も問題ないです。何も反対しよるんじゃないんですよ」の声あり)

(11番村井慶太郎議員「3回過ぎとんやないか」の声あり)

(14番伊賀上明治議員「答弁漏れ」の声あり)

静かにしてください。今、岡本町長の答弁の中にそれが入ったと思うんですが、それで御了解できますか。

伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 規約を守っていただけるかどうかだけ、イエスカノーかだけ言うてもろたらいいので。イエス言うてくれたらそれで終わるんですよ。答弁漏れですよ、これ。

(11番村井慶太郎議員「議会のルール守れ」の声あり)

○議長（加藤博徳） 今……静かにしてください。

今、町長がおっしゃられたんで、後で聞いてもらってもいいと思うんですが、その内容が包含されてると思うんですが、それで御了解いただいたらと思います。

(14番伊賀上明治議員「はいはい。規約です。簡単なことです。規約を守るって言うたら済むんです」の声あり)

(11番村井慶太郎議員「3回過ぎとる」の声あり)

(14番伊賀上明治議員「はい、以上で終わります」の声あり)

(11番村井慶太郎議員「難癖つけるな、反対じゃないなら」の声あり)

(「ほうよ」の声あり)

ほかに質疑はありませんか。

12番岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 町長のお考え等々、いろいろお伺いもいたしました。私としては、まず実行委員会があるのであれば、今回は特例ですね、コロナの関係とか、これが実行できるかどうか分かんけれども予算組みというようなこともあつての状況ですので、今回については特例かと思いますが、伊賀上議員も言われておったように、その実行委員会での規約なりがあるのであれば、それなりにそれを準用してやっていただきたいと、そしてその前に、実行委員会そのものをしっかりとやっていただいて、予算組みということ。

ただ、まさき祭りについては、町民の方は皆さん、2年間ないから希望してるし、やるということについては相当期待をしていると思います。ただ、予算は確かに1,200万円は組みました。それは恋泉通りでやるということでの、いろいろ諸経費が要るということで多くなりましたが、今回元のおりグラウンドでやるということで、そうするとその分は減るということ間違いありません。そして、その減額については、通常の業務であれば、最後の9月議会でこうなりました、あるいは最終の3月議会でこうなりましたということの報告で、減額金についてはいいわけです。ただ、今回まず、まさき祭りということで、予算決算委員会でいろんな意見が出たからそれなりに対応されて、今回特例としての第4号で補正予算を出されたのではないかと私は推測しております。

ただ、それがいいか悪いかは別として、法的にのっとれば何も出す必要はないというような状況だと思うんですけども、町長としては、そのあたりは十分加味して今回出していただけたのか、それについて議会として審議して十分にやってくれというふうな形で出されたのか、そのあたりはどんなでしょうか。

○議長（加藤博徳） 何の質問でしょうか。

○12番（岡井馨一郎議員） 予算書の第4号を出すことについて、それなりに審議して、本来なら出さなくていいというものであるけれども、それを出すということについてはどういうふうなお考えで出された。伊賀上議員いろいろ、るる説明ありましたけども、私としては、そのあたりはどういう気持ちで特例として出されたのか、そのあたりはどうこと。

○議長（加藤博徳） 町長よろしいですか。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 私も先ほど申し上げましたように、夏祭りをどのように実施するかについては、予算の範囲内で、町長の専権で変更はできるというふうに認識をしておりますので、今回の補正予算は出さなくても、町長の判断で夏祭りを、いわゆる別の予算に使っちゃいかんですけど、夏祭りの予算に使う以上、そのやり方がちょっと変わったとして

も、それは町長の権限として許されるものだろうと。もちろんきっちりと報告は後は要りますけども、そういうふうな性質のものだというふうな理解はしておりましたんですけれども、議員全員協議会の中で、明確にしろというような御意見があったというふうに報告を受けましたので、減額しちやいかんということでもないわけですので、それであれば、減額をしてはつきり議会のほうにも御理解をいただいて、減額した予算として、その予算に従ってやるという形を取ったほうが議会の皆さんの御意見に従った形になるんだらうということで、予算を出すことにいたしました。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 町長のおっしゃられること、十分分かりましたが、なお夏祭りを成功させるためには、議会にしましても、理事者側にしましても、十分にいろんな面で検討いただいて、成功するような形での方向性でやっていただいたらということが私の最後のお願い事ではあります。もうこれ以上質問ありません。

○議長（加藤博徳） 質疑の時間ですから、質疑の時間です。

（12番岡井馨一郎議員「ほやから答えは要りません。以上です」の声あり）

質疑をお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 町長さんにちょっと聞きます。

この祭りは松前町の祭りですね。

○議長（加藤博徳） 松前町の祭りですかという質問でしょうか。

○2番（西村元一議員） そうです。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） そのように思っております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それでは、ちょっとお伺いします。

先ほどの伊賀上議員の答弁で、エミフルさん、エミフルさんという言葉が2回出たんですが、交通を、道路を止めるのに警察とエミフルさんに許可取ったというけど、エミフルさんの土地じゃないでしょ。松前町の町道でしょ、止めるの。松前町の祭りで、何のエミフルさんの許可取らないかんのですか。おかしいんじゃないですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） まさき音頭を踊るのは町道なんですけれども、まさき音頭が西古泉筒井線の恋泉通りで踊りをするようになったら、松前公園のほうで飲食の催物をし、恋泉

通りでやると非常に離れますよね。祭りの中心が2つのところで離れてしまうので、飲食の催しをフィッタの駐車場でやろうということで、エミフルさんと協議をしたんです。いわゆるフィッタのところと恋泉通りは近いですから、踊りで帰ってきた方がすぐ飲食のブースに入れるような形で、フィッタの駐車場を使って飲食の催しをしようということで計画をしておったんです、当初は。そのための協議をエミフルと、使わせてほしいという協議をしたということでもあります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村議員、最後、3回目です。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 3回しかいかんの。

○議長（加藤博徳） 3回目です。

○2番（西村元一議員） いや、最初の案がプールのところ、あそこ全体の駐車場で飲食ブースとかなんとかというんもやる予定が急に変わって、今度は半分しか貸さんじゃ言うんで中止になって、ほでこっちへ来たような、私も実行委員会の中へ入っとるけん、全部事情知っとるんで、私も意見言わせてもろたんですが、そういうケースで。ほで、ゴール地点も踏切から100メートル手前になるんで、皆さんがトイレはない、何にもない、そういう意見が出て、これ中止になったような感じがあるんですが、私はエミフルさんに、プールを借るときのその話は分かるけど、道路の通行というんが、警察とエミフルさんの許可取ったというて聞いたけん、道路はエミフルの土地やないんですよね。ほやのに警察の許可取るといことは道路でしょ、といことは何のエミフルが関係あるんかといことなんですよ。エミフルの道やないでしょうが。それはもう前から言いよると思うんですが、もう3回やけん、もうちょっと言わせてください。そうでしょ、そこへもってきて、エミフル、エミフル言うけど、それはエミフルさんの土地ですよ、あれ皆。極端に言うたらラウンドアバウトから南のほうとか、東のほうは、皆エミフルの土地が半分から以上入っておりますよ、町道にしとるけど。そういうところもおかしいと思うんですよ。

○議長（加藤博徳） 西村議員。

○2番（西村元一議員） だからエミフルの許可を取らないかんのですか、あの道路を通るのに。町民の町道でしょうが、あれ。

○議長（加藤博徳） 西村議員、質問をまとめてくださいますか。

○2番（西村元一議員） ほやけん、要するにエミフルの名前が出たけんちょっと言いよんでね、要するにエミフルの何の関係があるんですか、祭りは。エミフルは松前町の祭りをしよる途中で入ってきた業者ですよ、ほうでしょ。祭りはずうっとあつこの場所ですよ、今までどおりのとこで。その後にできた建物ですよ。

○議長（加藤博徳） 質問の……。

○2番（西村元一議員） エミフル、エミフル言うけどね……。

○議長（加藤博徳） 質問をしてください。

○2番（西村元一議員） ええでしょうがな、もう、最後やけん。

○議長（加藤博徳） 質問を。

○2番（西村元一議員） もう終わります。

（「何にも答えてない」の声あり）

（町長岡本 靖「一応、答え言いましょうか」の声あり）

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 先ほども申し上げたんですけども、議会で説明をさせていただいて予算化をした1,200万円余りのその事業の計画のときには、飲食の催物をエミフルのフィッタの駐車場で行うことにしておったんです。ですから、エミフルの土地をお借りせんといかんので、そのための協議をエミフルとしたということです。

以上です。

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） お諮りします。

議案第39号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

なお、本議案の審査は、この後、休憩中に予算決算常任委員会を開催し、審査をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（加藤博徳） 本会議を再開いたします。

議案第39号令和4年度松前町一般会計補正予算第4号について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長藤岡緑議員。

○予算決算常任委員長（藤岡 緑議員） 予算決算常任委員会に付託されました議案第39号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程におきまして、今回予算減額をした後に補助金の増減はあるのかとの質疑があり、町が実施主体ではなく実行委員会が主体であり、実行委員会の事業に対し産業課が補助金を交付している。その補助金と寄付金の2本立てで事業の経費ができています。仮に

寄付金が余った場合は、実行委員会として次年度に繰り越すようになっている。恐らく、この補助金について今後補正はないと思っているとの答弁がありました。

次に、令和4年度の実行委員会の予算のうち、506万円が寄付金となっているが、この額は確定しているのかとの質疑があり、商工会が目標としている金額である。目標額は達成すると見込んでいるとの答弁がありました。

委員からは、コロナ禍であり、密にならない方法、砂ぼこり対策を考えてほしいとの意見に対し、飲食ブースを広く取り、踊りは時間差で集合してもらうことを考えている。砂ぼこり対策として打ち水をし、極力抑える方法など考えていきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

**○議長（加藤博徳）** 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番村井慶太郎議員。

**○11番（村井慶太郎議員）** これ委員長に対してですから、今回いろんな人の考えがあって、500何万円の減額ということで減額されてますが、今回は新型コロナで先行きが不透明なところで計画もということで、町長のお話も聞いてよく分かったんですが、来年ですよ。来年もどうなるやら先行き分からんのやけど、僕は松前町民にいろいろ楽しんでほしいんで、砂ぼこりとかそんなんもあるし、最初の1,200万円の案、物すごいええと思うんですよ。ですから、今年はどうしょうがない、前のままでやるということで、やっていただいて、また参加された町民の方にアンケートとかそんなん取っていただいて、町道利用とかできるところはしていただいて、もっと松前町民のイベントとして大きにやってほしいんで、委員長に質問ということで、また来年理事者側と委員長といろいろ検討していただいて、元の1,200万円ぐらいで大きにやっていただくような考えはあるのかなのか、お聞きしますが。

**○議長（加藤博徳）** 委員長のほうから答弁することがございますか。

藤岡予算決算常任委員長。

**○予算決算常任委員長（藤岡 緑議員）** 委員長としては、今、村井議員から言われたことはこの審査内容の中では入ってないことではあるんですが、私の個人的に希望としてはそういう考えもありかなと思います。

ただ、理事者のお考えもあると思いますので、さらに何か御答弁ございましたら、私のほうからはそれ以上のことは言えないので、また議長のほうから振っていただければと思うんですが。



以上です。

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。  
討論はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。  
採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第39号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議員派遣の件

○議長（加藤博徳） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員派遣をしたいと思いますが、御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたします。
なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。
お諮りします。
各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。
お諮りします。
議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中に審査することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。
以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の許可をいただきましたので、令和4年第2回定例会の閉会に
当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。お
かけをもちまして、提案させていただきまして全ての議案につきまして議決を賜り、厚く
お礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運
営に当たりまして、十分配慮してまいります。

さて、先日13日に四国地方が梅雨入りし、大雨等に十分警戒しなければならない時期を
迎えました。大雨等で災害発生のおそれが高い警戒レベル4の状況で、町が避難指示を発
令いたします。発令された場合は、危険な場所から必ず避難してください。警戒レベル5
におけます緊急安全確保の段階になりますと、災害が切迫しているか、既に災害が発生し
避難が困難な状況になっていますので、逃げ遅れることのないよう、避難指示が発令され
たら避難するという心を心がけていただきますようお願いいたします。

最後に、これから暑さも日増しに厳しくなってまいります。議員各位におかれまして
は、一層御自愛くださいますとともに、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上
げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） これにて令和4年松前町議会第2回定例会を閉会します。

午後1時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎